

二三四五通信

ふたみしんご

日本共産党 府中町議会議員 ふたみしんご 二見 伸吾
2020年 3月議会～12月議会



CONTENTS

	自治体戦略 2040 構想と府中町	2
	2020年3月議会	
一 般 質 問	GIGA スクール構想と府中町の児童生徒の学習保障	13
	2020年6月議会	
	府中町の特別支援教育の現状と課題について	25
	2020年12月議会	
	2020年度予算についての意見表明	38
	2019年度決算についての意見表明	41
	核兵器に対してどのような訓練をするのか	46

自治体戦略 2040 構想と府中町

第 1 回定例会一般質問 2020 年 3 月 13 日

●はじめに

「自治体戦略 2040 構想研究会」は 2017 年 10 月、総務省に設置をされた研究会で、2018 年 4 月に第 1 次報告、7 月に第 2 次報告が出ました。また、この二つの報告を受けて「第 32 次地方制度調査会」がスタートし具体化が図られようとしています^{*1)}。

「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題」は何かを提起し、対応策を打ちだすのが「自治体戦略 2040 構想」「第 32 次地方制度調査会」の課題です^{*2)}。

府中町にとっても「第 5 次総合計画」など、今後の行政に大きな影響を及ぼすものであることをまず強調しておきたいと思っています。

第 1 次報告は、2040 年頃にかけて、「我が国の内政上の危機」が迫り来るとしています。その危機とは、少子化に歯止めがか

からず東京も地方も陥没する。賃金は下がりつづけ、生活できない。若者が減って働き手もない。教育の質も下がる。大都市も中小都市もスポンジ化＝密度が下がって虫食い状態になる^{*3)}。まことに悲観的な灰色の 2040 年＝未来像です。

そういう灰色の 2040 年を設定し、そこから逆算して、以下で申し述べるような処方箋によって自治体のあり方を変える。これが「2040 構想」です。

また「2040 構想」は、人口減少対策について触れておりません。第 2 次報告の副題が「人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか」となっており、人口減少を緩和することを諦め、人口減少を前提にそれにどう対応するのかという問題設定にシフトしているのです。

報告のいう処方箋とは、①スマート自治体、②公共私による行政、③圏域マネジメ

*1) 地方制度調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議するため、総理府（現：内閣府）の附属機関として設置。

*2) 「第 32 回地方制度調査会」諮問事項

*3) 第 1 次報告は、①若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏、②標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全、③スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ、という 4 点にまとめている。

ント、④東京圏のプラットフォームの4点です。東京圏の問題はさしあたり関係ありませんので、他の3つについて質問いたします。

1. 圏域による行政

(1) 自治体の事務の一翼を担わせる

①圏域を行政のスタンダードにすること、②公共私連携、③AIなどによるスマート自治体、という3つの柱は相互に関連していますが、土台をなしているのは圏域ですので、これから取りあげます。

圏域とは、単独の行政区画を越えた複数の基礎自治体を包括する地域を意味すると言われています。圏域を設定してそれを制度化する。すでに「連携中枢都市圏」と「定住自立圏」というかたちで取り組みが始まっており、府中町は、広島市と2016年に連携協約をし、「広島広域都市圏」に属しています。この圏域は広島県と山口県にまたがり11市13町が参加しています。

連携協約にもとづく具体的な取り組みは、

①経済面…ヒト・モノ・カネ・情報が巡る都市圏を創る（36事業）、

②生活面…どこに住んでも安心して暮らしやすい都市圏を創る（7事業）、

③行政面…住民の満足度が高い行政サー

ビスを創る（44事業）

の三つに整理されており、低床低公害バス車両購入費補助、病児・病後児保育事業の広域利用、生活困窮世帯学習支援事業など、重要な役割を果たしていると思います。

現在行われているような具体的な課題で連携し共同の取り組みをすることは否定しません。大いに進めるべきだと思います。しかし、今後進められようとしている「圏域」づくりはそれとは質を異にするものです。第2次報告は「あらゆる行政サービスを単独の市町村が個々に提供する発想」（17頁）を捨てよ、「個々の市町村が行政のフルセット主義を排し、圏域単位で、あるいは圏域を超えた都市・地方の自治体間で、有機的に連携することで都市機能等を維持確保」（2頁）せよという^{*4)}。

それぞれの市町村がやっている行政施策や公共施設など、圏域にあればよいということになり、周辺市町の行政が絞り込まれていくことになります。

これは、マイルドな自治体合併、ゆるやかな自治体消滅です。「平成の合併」は失敗し、地域力はどんどん奪われている。もう合併をこれ以上強引に進めることは不可能になっているなかで、圏域という新たな行政単位をつくってそこに権限を移すことが考えられているわけです。

*4) 「個々の自治体が短期的な個別最適を追求し、過剰な施設の維持や圏域内での資源の奪い合いを続けられれば、縮減する資源を有効に活かさないまま、圏域全体、ひいては我が国全体が衰退のスパイラルになる」と現在の市町村行政の存続を否定している。（「第2次報告」30頁）

(2) 公選される首長も議会もない

「圏域」には、選挙によって選ばれる首長も議会も想定されていません。ではどうやって「圏域」行政を運営していくのか。広域都市圏の代表者が集まって協議することになると思いますが、現在、当町が参加している広島県後期高齢者医療広域連合、安芸地区衛生施設管理組合などは様相を異にすると考えられます。圏域が法制化されれば連携中枢都市である広島市の権限が今以上に強くなるからです。

「都市機能（公共施設、医療・福祉、商業等）の役割分担など、負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成は容易ではないが、圏域単位での対応」ができるような「仕組みをつくらなければならない」と第2次報告書は述べていますが、合意形成が容易でない課題をどうやって進めるのか。それは「中心都市のマネジメント力」です。中心都市に強い権限を与えるということであり、連携市町村の権限が弱められるということに他なりません^{*5)}。

(3) 圏域への交付税支給と

連携市町村に対する交付税減額

法制化は中心都市の権限強化とともに財源措置もともなうことになるでしょう。「圏域」が法制化され、「圏域」の行政事務に

対して国が直接に地方交付税などの財源措置を行うこととなると、首長もいない、議会もない団体に国から直接の財源措置が行われることが法律上認められることになり、「住民自治」の観点から問題があるといわざるをえません。

また、「圏域」のために使われる予算はどこからやってくるのでしょうか。国は地方財政を増やすつもりはありませんので、「圏域」に属する周辺市町村への地方交付税を減らして、それにあてる可能性が高い。府中町の財源が奪われることになり、今以上の厳しい財政運営を迫られることとなります。

(4) 連携市町村——府中町の衰退を招く

以上のように、「圏域」の法制化によって、市町村の事務の一部は「圏域」に取り込まれ、中心都市以外の周辺市町村の権限が限定され、地方自治の根幹を支える市町村のあり方は大きく変わります。「圏域」によって中心都市以外の周辺市町村は衰退し、自治の力を弱めていく。ゆるやかな自治体消滅、府中町は広島市の出張所のような扱いになり、いずれ広島市に溶けていくことになるでしょう。

全国町村会、荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）は、「圏域」の推進について次のように批判しております。

*5) 対等平等が建前とされる現時点においても、広島市と府中町の力関係ははっきりしており、JRの高架化事業——広島市東部地区連続立体交差事業が都市計画決定から20年以上たつてようやく工事着工のメドがたったこと一つとってみても分かる。遅延の原因は当町にはなく、もっぱら広島市の事情によるものである。

自治体戦略 2040 構想研究会のいう圏域行政の推進は、周縁部町村の自立とは反対に、町村を衰退させ、消滅させかねない危険性をはらんでいます。憲法が保障する地方自治の本旨である「住民自治」、「団体自治」の観点からも極めて問題があり、断じて容認できるものではありません。^{*6)}

全国町村議長会、松尾文則会長（佐賀県有田町議会議長）も、次のように述べております。

国があらかじめ一定の枠組みを決め、そこに自治体を誘導し、強制的に圏域行政に追い込むような仕組みは絶対につくるべきではないと考えております。さらに、もし仮に今後、市町村間の連携を強化するため、中心市への財政措置、調整権限を強化することになれば、中心市以外の周辺市町村の活力は失われ、衰退してしまうことは、平成の大合併の教訓からも明らかでございます。私どもとしては到底受け入れることはできません。

そこで、質問します。

①報告は「圏域単位での行政のスタンダード化」「都道府県・市町村の二層制の柔軟化」をはかると述べ、「圏域」の法制化が狙われています。「圏域」の法制化は、財政も含め、町の権限を弱めることに繋が
るのではないのでしょうか。

◆総務企画部長 今回の報告において、国が複数の自治体で構成する行政組織「圏域」を新たな行政単位に位置づける議論を本格化したことが述べられています。人口減少と高齢化が加速する中、圏域市町村が一体となって行政サービスを担う態勢を整えるのが狙いと思われれます。

この圏域行政制度は、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づく連携中枢都市圏制度である広島広域都市圏が、構成市町による共通課題に対する施策の共同実施や、市町間の行政資源の相互利用、行政サービスの相互補完といった、行政サービスに係る地域全体の住民満足度向上といった取り組みとは異なり、基礎自治体の統合に類するものでございます。

この圏域行政制度については、当町も参画し、昨年11月に開催された全国町村長大会において、「新たな圏域行政の推進は、連携やネットワーク化の名のもと、都市部を中心とした行政の集約化・効率化につながるものが強く懸念され、周縁部の町村を衰退に追い込む危険性をはらんでいる。」「広域行政の在り方は多くの選択肢があるにもかかわらず、十分な検証が行われないまま、新たな圏域行政の法制度化が行われるならば、町村の自治権を大きく損なうものであり、このような圏域行政の推進に断固反対する。」との特別決議を行っております。本町としても財政一権限の弱体化につながりかねない地域の衰退は懸念事項であ

*6)「第32回地方制度調査会」第3回総会（2019年7月31日）での発言。全国町村議長会、松尾文則会長の発言もこの総会のものである。同総会において全国市長会会長も、全国市議会議長会会長も反対を表明している。

ることから、本制度の動向は今後も注視する必要があると考えております。

2. 公共私連携 新しい公共空間と「自治体」

(1) プラットフォーム・ビルダーへの転換

二見議員 「圏域」なるものによって、合併とは違ったやり方で行政の広域化が進められようとしているわけですが、「圏域」のもとで、あるいは「圏域」形成に向けて、住民に必要なサービスはどのようになるのでしょうか。「2040 構想」において、「公共私連携」とAI（人工知能）などによって「スマート自治体」にすることが提起されております。

「公共私連携」からみていきましょう。

「公・共・私」とは、「公」が自治体、「共」が町内会など地域の支え合い（共助）、「私」は私企業と個人であり、この三者が連携をとるということです。

第2次報告において、2040年頃の地域社会をつぎのように描きます。

「人口減少と高齢化に伴って、自治体職員の減少、地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低下、民間事業者の撤退などが生じ、公共私それぞれのくらしを維持する力が低下する」（33頁）

「自治体は、経営資源の制約により、従来の方法や水準で公共サービスを維持することが困難になる」（7頁）

地域社会崩壊といわんばかりです。そのような状況下で、自治体職員は、「プラット・フォームビルダー」「プロジェクトマネージャー」になれという。

ここでいう「プラット・フォーム」というのは直接的にはコンピューター用語からきているのですが、もとはといえば駅などのプラットフォームのことです。自治体職員はプラットフォームをつくること、企画立案に仕事を限定する。報告も「『公』が直接サービスを提供することは現実的ではない」とはっきり書いています（7頁）

だれが線路の上を走るのでしょうか。最も期待されているのは、町内会、老人会など地縁組織です。プロジェクトを企画立案し、マネジメントはするけれども汗をかくのは地域の元気なお年寄りをお願いしたいということです。

(2) 新しい公共私協力の関係の構築

第2次報告は、「新しい公共私協力の関係の構築」として、シェアリングエコノミーの活用を掲げています。シェアとは分かち合うという意味ですが、「乗り物、住居、家具、服など、個人所有の資産等を他人に貸し出しをする、あるいは、貸し出しを仲介するサービスを指す」（『知恵蔵』）のようです。

経産省の「分散戦略ワーキンググループ」に出された資料^{*7)}には、「補助金より小

*7) 第4回 産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 分散戦略ワーキンググループ資料4「シェアリングエコノミービジネスについて」

さな自治体」「シェアリングエコノミーで公助から共助社会へ」というスローガンが掲げられ、

▼赤字運営の公共施設は、利用料をもらって民間利用者を募集。

▼介護・育児などの福祉サービスは、子育てシェア・家事代行シェア・ライドシェアサービス^{*8)} 利用促進など地域内互助システムへ。

保育施設を増やす代わりに、「アズママ（子育てシェア）」による個人の子育て機能を導入。子育てを終えた女性に「エニタイムズ」で家事代行依頼をすることで、依頼主は気兼ねなく仕事に励める。

などなど。

第2次報告は「良質なアマチュアリズムの活用」だと言っていますが、インターネットを介して、福祉や運輸の仕事を素人にさせて、公務に代行させようというものです。ボランティアや有償ボランティアは、労働基準法の枠外にあり、最低賃金も保障されない。そういう働き方の人たちに置き換えるということです。

そこで質問です。

②報告は、自治体は「新しい公共私相互間の協力関係を構築するプラットフォーム・ビルダーへ転換する必要がある」と述べていますが、これは「公」の仕事民間企業や町内会・老人会などへ肩代わりさせるものではないでしょうか。

*8) 個人の所有する自家用車を用いて、乗客を乗せ、目的地で降ろし、タクシーのようにその移動運賃を得るというもの。

◆総務企画部長 2040年に向け自治体は、制度や組織、地域の垣根を越えて、資源（施設や人材）を賢く戦略的に活用する必要があります。また、地域の課題は地域住民自らの意思で状況に応じたきめ細かな対応が可能となることから、質問にありますように公・共・私協力し合う場を設定する「プラットフォーム・ビルダー」への転換が求められているところです。

若年層の減少により、経営資源としての人材確保がより厳しくなる中、こういった方法は有効であると思われます。定年退職者や出産を機に退職した人など、築き上げた能力が十分活かされず、活躍の場を求める人も多いたとも、就職氷河期世代には、これまで十分活躍の場がなかった人もいます。こうした人々が多様な働き方ができる受け皿を作り出す方策の必要性が高いと理解しているところです。

このことから、「公」の仕事民間企業や町内会・老人会などへ肩代わりさせるものとは考えておりません。

3. 行政のデジタル化 ——スマート自治体

(1) 半分の職員数でも

担うべき機能が発揮される？

●人口減少はデジタル化の口実

圏域のもとでの行政サービスのもう一つのあり方が「行政のデジタル化」です。

若者が減って、「自治体職員のなり手もいなくなる」という想定をして「半分の職員数でも担うべき機能が発揮される」ようにしなければならないという結論を引き出します。しかし、一方では、10～20年後には労働人口の約半数がしている仕事はAIやロボットに代替可能だという調査結果も出ています^{*9}。人工知能やロボットに取って代えられる可能性が高い職業100種類のリストを見ますと「本当かな」と思われるものもあり、「約半数」というのは少し大げさだと思いますけれども、駅の改札が、切符の販売が人間から機械に代わったようにこれまでの歴史の中でも技術革新によってさまざまな職種がなくなってきました。

20年後に人口が減るのもほぼ間違いない事実ですし、AIやロボットにとって代わられる仕事が出てくることもおそらくあるでしょう。ですから、どちらか片方だけを過大に見てはなりません。

第2次報告や「スマート自治体研究会報告書」^{*10)}は、人口が減るから自治体職員のなり手もないという都合のいい側面だけを取り出して、地方自治体が「住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続け

るためには、職員が、企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければできない業務に注力できるような環境を作る必要がある」と言います。

そして、「地方自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など各自治体が個別に対応せざるを得なかったが、クラウド導入等を通じたシステム標準化や業務プロセス見



直しにより、職員負担が軽減され、住民・企業等の利便性向上にも繋がるのが考えられる」^{*11)}

と自治体の業務を人工知能とロボットに代替させようとする。これが行政のデジタル化で

あり、スマート自治体への転換です。スマートはスマートフォンのスマートと同じで、「賢い」「ハイテクノロジーである」という意味です。いったいどうなったら「スマート自治体」になるのか。府中町職員みなさんの仕事がAIやロボット化によって半分の職員でできるようになるのでしょうか。第2次報告より詳しい「スマート自治体研究会報告書」には3つの原則が書かれています。

*9) 野村総合研究所「日本におけるコンピューター化と仕事の未来」(2015年)

*10)、*11) 総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会 報告書」(2019年5月)

● AIは「お節介」を焼かない

原則①は「行政手続きを紙から電子へ」です。「住民にとって、窓口に来ることは負担」「窓口に来なくても初期の目的を実現できないか」と書かれています。

たしかに窓口申請に来られる町民の方もいらっしゃるでしょう。しかし、申請することだけが役場に来る理由ではありません。役場の大切な役割は町民のみなさんの相談に乗るということではないでしょうか。

「一般的な行政の窓口業務はAIに任せて、本当に行政相談が必要な人だけを対象に相談窓口を設け、対応すればよい」という意見があるそうですが、「本当に行政相談が必要な人ほど自分からは相談には来ない」と言われています。生活に困っている人ほど「自分の責任だ」と思い込まされているからです。役場に行けば解決の糸口が見つかるとも考えない。ですから行政の側から、町の方から手を差し伸べなければなりません。当町の税務課、債権管理課は、滞納があった場合に、家庭の状況をよく把握し、関係部署との連携しながら、生活保護や法テラスに繋いでいます。

妊娠から出産、子育て期にわたり、安心して子育てができるように設置された「ネウボラふちゅう」の大切な役割のなかに「相談」があります。福祉保健部が担う保育、年金、介護など、町民のみなさんから「相談」が寄せられる部署です。

町民生活部もまた、さまざまな要望や苦情、相談が日常的に寄せられています。建設部の申請関係は、申請にあたって担当者と

何度も打ち合わせをした上で、「この内容なら大丈夫」という段階に至って申請してもらうということが多いのではないのでしょうか。

コンピューターは繰り返される事案に対して用意された問題に対応する答えを見つけるのは得意です。しかし、過去のデータのないものは回答例がない。自然災害や、いま大問題の新型コロナウイルスに対しても無力です。だから、生きた人間がみんなで知恵をしぼるのです。

(2) 自治体行政の標準化・共通化

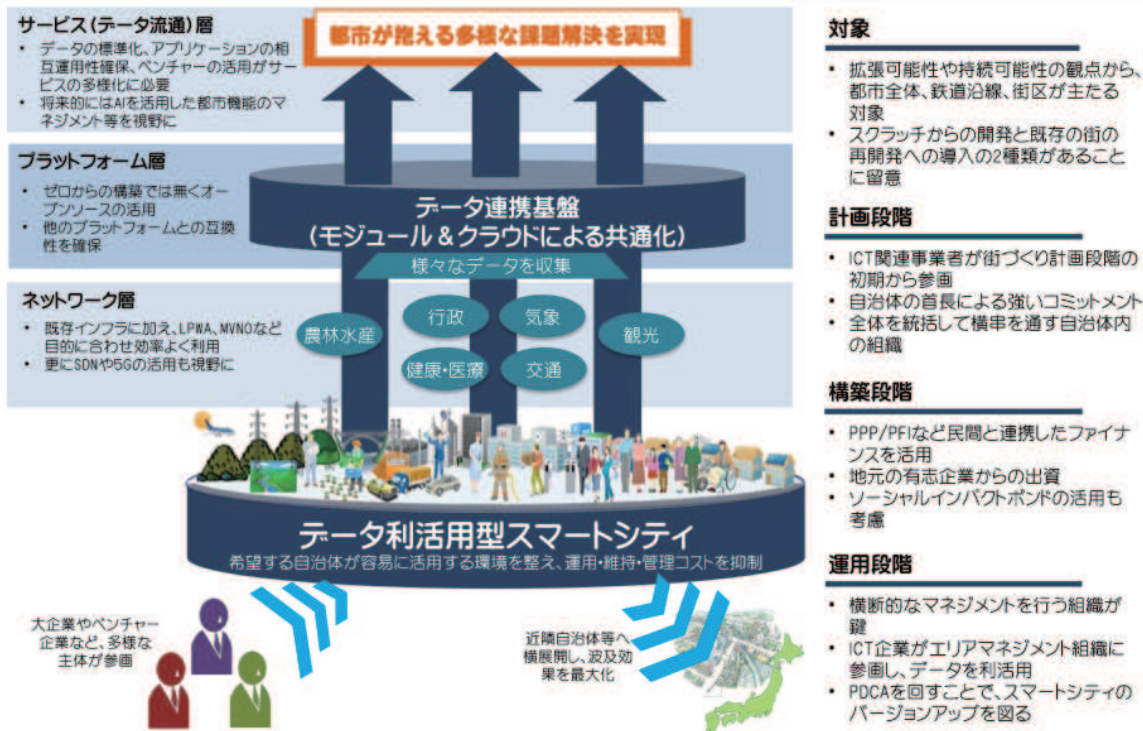
原則②は、「行政アプリケーションを自前調達方式からサービス利用方式へ」です。「自治体行政の標準化・共通化」ですが、部分的には共通のフォーマットが使えるものもあると思います。しかし、面積の広い自治体、府中町のように狭い自治体。人口の多い・少ない、中山間地・都市部・島など自治体の置かれている条件はさまざまです。だからこそ自治体があり、その地域の特性にあわせた自治体運営が求められているわけです。それを統一した規格でやれということになれば、「帯に短したすきに長し」ということになる。

それぞれの自治体がこれまで創意工夫し積み重ねてきたものがフォーマットに表れています。

母子健康手帳の交付のさいに提出する「妊娠届出書」ですが、ある学習会で大阪市と大阪府堺市のものが紹介されました。大阪市のものは住所・氏名・妊娠週数など

データ利活用型スマートシティの基本構想

3



総務省「データ利活用型スマートシティの推進について」(2017年5月24日)より

決まり切ったことしか記入欄にありません。堺市のものは、1, 妊娠して今の気持ちはいかがですか、2, 出産する医療機関は決まっていますか、3, 現在妊娠は順調ですか、4, 妊娠以外で継続的に医療機関に通院していますかなど、14項目のアンケートがついています。

企画が統一されれば、こういう創意工夫はみな排除されることになるでしょう。

「スマート自治体研究会報告書」は、今のシステムや業務プロセスを前提にした『改築』方式ではなく、今の仕事の仕方を抜本的に見直す『引っ越し方式』が必要」だと言います。要するに今までのシステムはご破算にして「総取り替え」しろということです。

クラウドにして全国で同じシステムを利用すれば「割り勘効果」で安上がりになるといいますがどうでしょうか、多数の自治体が共同して開発・利用するということになれば、業者は今以上に限られます。システムが動き出せば変更することも難しい。競争原理も働きませんので、更新のための費用など向こうの言い値で払わされる。

議会のICT化の研修に行った議員から聞きましたところ、議員数18人の府中町議会で導入したあとのランニングコストは1000万円以上だそうです。議会だけでもそれだけかかる。役場全体のスマート自治体化のためにかかる費用は導入も維持も莫大なものになるでしょう。

原則③は「自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ」です。ベンダとは何かと思いましたが、売り手のことです。自治体は買い手です。IT関連企業は自治体にもっと売り込め、自治体は積極的にICT活用にカネを使え、というわけです。ここに本音がある。

シェアリングエコノミーも、「スマート自治体」も、政府の成長戦略政策の一つとして位置づけられており、新しい産業の育成が主で、自治体はその「儲け先」として期待されているということです。人口が減るから、職員を事務作業から解放するというのは後付けに過ぎません。

さて、そこで質問です。

③報告は「行政のデジタル化」を進めることによって、現在の半分の職員で従前通りの仕事ができ、職員の負担も軽減されるかのように述べています。とてもそのようなことは不可能と私には思われますが、町の見解を伺います。

◆**総務企画部長** 今後日本の労働力人口の減少が予測されている中、行政サービスの付加価値向上、行政の透明性の確保、地域や住民のニーズに照らした最適な政策立案が可能、自治体間の情報連携深化による機動的な広域連携の実現、といった効果があるとされているため、「行政のデジタル化」が求められております。

これらは、なにより町民サービスの向上に寄与するものとして、AIやRPAの導入等、ソサエティ5.0の推進は本町においても研究を進めているところでございま

す。

デジタル化の進展に伴い、人間が実施すること・AIやロボが実施することに切り分けた上で、真の行政サービスの最適化が進められていますが、これらに伴う「職員数の適正化」は、まだまだ研究が必要であるものだと考えます。

「住民の福祉と増進を図る」という地方自治の原点を念頭に、デジタル化を進め、住民一人ひとりと向き合い、寄り添っていく行政を継続することは困難が予想されますが、費用対効果を踏まえたサービスの最適化について、これからも最善の方策を求めて取り組んでいきます。

《第2回目》

二見議員 まず、圏域についてですが、「基礎自治体の統合に類するもの」であり、府中町も参画した全国町村長大会が「町村の自治権を大きく損なうものであり、このような圏域行政の推進に断固反対する」という特別決議をしている。圏域によって財政一権限の弱体化につながりかねず、また地域の衰退をも招きかねないという答弁でした。この点について認識は一致しています。

あとの二つ、「公共私連携」と「行政のデジタル化」について見解は異なりました。私も、この二つが額面通りなら反対は致しません。連携も必要であり、行政のデジタル化もこれまでも進んできたし今後も進んでいこうと思います。問題はなかみと目的です。

細かい点については1度目の質問のなかで触れましたので繰り返しません。大切なのは、「公共私の連携」も「行政のデジタル化」も圏域という広域行政と一体のものとして、「圏域」を進めるための手段として出てきている。三位一体だということでもあります。

「圏域」というヌエのような行政組織をつくり、権限、予算、人は中心部に集中する。その分、合併した市町村と同じように周縁部は行政が行き届かなくなる。まさに「地域衰退の懸念」があるわけです。

それを町内会や老人会、「シェアリングエコノミー」によって補う。AIとロボットで補う。今からその準備を進めなさい。これが2040報告のねらいです。

「府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定版も2月に出来ました。全国の市町村はどこも人口減少にどうやって歯止め

をかけるのか苦勞し努力をしています。

しかし、2040報告は、この道を放棄し、人口減少はもうくい止められないという前提にたって「2040構想」を打ちだしているのです。全く無責任な話です。

答弁の最後に「『住民の福祉の増進を図る』という地方自治の原点を念頭に最善の方策を求めて取り組んでいきたい」と仰いました。私も同じ思いです。

地方自治法（第1条の2）は続いて「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と述べています。

自主的かつ総合的に、行政を広く担う。2040戦略はこの地方自治法の考え方を真っ向から否定するものだとすることを指摘し、府中町らしい発展、町民のみなさんの福祉の増進のために私自身、力を尽くす決意を表明して、私の質問を終わります。

《参考文献》

- 白藤博行・岡田知弘・平岡和久著『「自治体戦略 2040 構想」と地方自治』自治体研究社、2019年
岡田知弘『公共サービスの産業化と地方自治』自治体研究社、2019年
同「新たな段階に入った公共サービスの『産業化』政策」、『季刊 自治と分権』No. 76（2019年夏号）
中山徹『人口減少と地域の再編』自治体研究社、2016年
今井照『2040年自治体の未来はこう変わる！』学陽書房、2018年
新井紀子『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』東洋経済新報社、2018年
新垣二郎『「連携・補完」の時代？』『自治のゆくえ ～「連携・補完」を問う』公人社、2018年
白藤博行「総務省『自治体戦略 2040 構想』の検討」『住民と自治』2019年2月号
久保貴裕「自治体におけるAI化の現状と問題点」『KOKKO』2020年2月号
永山利和ほか「〈座談会〉国・自治体AI化の計り知れない危険性」同
山崎重孝「地方統治構造の変遷とこれから」『地方自治法施行70周年記念自治論文集』2018年、
総務省HP
『ガバナンス』2018年9月号「特集『基礎自治体の行方』」の諸論考

GIGA スクール構想と 府中町の児童生徒の学習保障

第3回定例会一般質問 2020年6月29日

1. GIGA スクール構想とは

今回の補正予算で、府中町の全児童生徒約4000人分のタブレット端末を購入することになりました。補正予算の3分の1も使って端末を購入することの是非については、予算審議のなかで発言しました。

このGIGAスクール構想と府中町の児童生徒の学習保障について質問致します。

GIGAは、Global and Innovation Gateway for Allの頭文字G、I、G、Aを取ったもので、全ての児童生徒のための「世界と技術革新の入口」という意味です。

このGIGAスクール構想は、児童生徒向けの1人1台端末導入と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための事業で昨年12月の令和元年度補正予算案において、その整備のための経費が盛り込まれました。

萩生田光一文部科学大臣は2019年12月19日、「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて～令和時代のスタンダードとしての1人1台端末環境～」という「文部科学大臣メッセージ」を発表し、そこには次のように書かれています。

「Society 5.0時代に生きる子供たちにとって、PC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテム（必需品）です。今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっています。

社会を生き抜く力を育み、子供たちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残され、世界からも遅れたままではいられません。

1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校の「スタンダード」であり、特別なことではありません。

「マストアイテム」「スタンダード」と断言し、子どもたちの成長と教育にとって、PC・タブレット端末がなぜ、どのように必要なかの検討・説明がないのが特徴です。子どもがよく言う「みんな持っているから買って」となんなら変わりません。

当初、このタブレット購入は2018年度から22年度にかけて5カ年で整備する予定でした。文科省の予算措置は19年度補正、20年度補正合わせて約3000億円。これで端末1台当たり上限45,000円、児童生徒数の3分の2に相当する額を助成する。残りの3分の1は5年かけて地方財政措置として自治体に交付する。19年度

には小学校5年生、6年生と中学校1年生、20年度は中学校2年生、3年生、21年度は小学校3年生、4年生、22年度は小学校1年生、2年生と順次整備していくという計画です。

ところが、文科省は「新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じ」たことを理由として、「1人1台端末」を今年度中に実現させるよう前倒しました。小学校1年生から中学校3年生まで遠隔授業ができるようにするためだそうです。

2. 学習を保障するために求められていること

●タブレット一気買いに走る文科省

コロナによる休校措置を機に、文科省はタブレット端末の一斉導入へ前のめりになりました。5月11日に「学校の情報環境整備に関する説明会」が全国の教育委員会開催され、GIGAスクール構想の事実上の責任者である高谷浩樹・文科省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長が次のように発言しています。

「今は前代未聞の非常時です。緊急時です。これまで多分、もちろん、忌まわしい東日本大震災とか色々ございましたが、日本全体で、これだけ、いつ何が起こるかわからない、まさにあれに匹敵するような、そして、西日本の方にとってはむしろ前代未聞なのかもしれません。非常時緊急時。なのに、危機感がない方、危機感のない自治体が多いです」

「世の中が、ところが、変わりました。ギガスクール構想、それから新型コロナウイルスへの感染症対策で世の中変わりました。ICTを使おうとしない自治体さんにこれからは説明責任が生じてきます。全国の地元の自治体のお子さん方に、なぜ使わないのかと言う説明責任が生じるんだと言うことをですね、ぜひご理解をいただいて進めていただくという必要があります」

「ICT環境、なんでこんなコロナの時にこんなにやらなかったのって。ハッキリ言って、今の一般社会から見たら、教育のICT環境って物凄い遅れてます。皆さんもぜひおかしいんだ、今が間違ってたんだ、ということをご理解頂いて、対応して下さい。やろうとしないということが一番子供に対して罪だと、私は思います」

この説明会はYoutubeにアップされており、私も観ましたが、「危機感のない自治体が多い」と決めつけ、「この非常時にさえなぜICTを使わないのはなぜ？」と脅し、購入を煽る、ちょっと観ていて異常な感じがしました。

広島県の平川教育長も「できない理由を並び立てず『できるとしたら』と質問を変える」と前のめりになっています。

また、端末整備についての予算措置は「次年度以降は想定していない」と文科省は質問に答えています。タブレット購入費用の3分の2の補助は今年度買わなければ、もうない。となれば今年度、とにかく買っておこうということにならざるをえない。市町村負担の3分の1は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を



等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現。

しかし、本当に「1人1台端末」「ICTの活用」によって子供たちの学びが保障できるのでしょうか。

まず、前提から伺いたいと思

使っていいということにもなった。財政措置という点からも今年度の購入を迫られた。そして府中町も今回の補正予算で、一般財源から1億1285万円を支出して購入を決めたわけです。

●タブレットは「学びの保障」となるか

文科省は「今買え、それ買え」と煽っているわけですが、タブレット端末を小学校1年生から中学校3年生まで全員分を一度に揃えることが本当に必要なのか、浮き足立たず冷静に考えることが必要ではないでしょうか。

今まで説明しましたように、タブレット端末を小中学生全員分を一気に買うという措置は「コロナ対策」「休校措置」対策として進められており、文科省の作った資料には次のように書かれています。

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業

思います。コロナの2波、3波が来たときにも今回のように長期にわたる休校措置をとることが現実的かどうかということですが、そもそも、今回の休校措置が本当に必要だったのでしょうか。

この休校措置は、2月27日、安倍総理が新型コロナ感染拡大を抑制する目的で要請したものです。しかし、「専門家に聞かずに決断した」と安倍総理自身が国会で答弁（3月2日）したように、なんら科学的、医学的知見に基づいたものではありません。にもかかわらず3か月も子どもたちから学校を奪ったのです。

●日本小児科学会の医学的知見

日本小児科学会は、子どもの新型コロナウイルス感染症に関する医学的知見の現状を5月20日に発表しています。その結論の一つは、学校や保育施設の閉鎖は流行を防ぐ効果に乏しいということです。

新型コロナは、インフルエンザとは違い、子どもの感染例が少なく重症化もまれです。北九州市の小学校でクラスターが発生し、新たに小中学生6人の感染が判明

しましたが、症状が出ていないか出ても軽い。学校や保育現場で子どもが感染源となったクラスターの報告は、国内外を通じてほとんどありません。新型コロナ流行に学校閉鎖がどの程度有効であるのかについて、いくつかの研究報告がだされていますが、学校閉鎖は、その他の措置と比べて効果は少なく、学校閉鎖によって新型コロナによる死亡者はほとんど減らないのです。一方、お医者さんや看護師さんなど医療従事者が子どもの世話のために仕事を休まざるを得ないので、医療体制が弱まり新型コロナ死亡数が増え、結果として学校閉鎖は新型コロナ死亡者をむしろ増やしていると推定されています。

効果が乏しい上に、大きな問題があります。それは、学校などの施設の閉鎖が子どもの心とからだを脅かしているということです。

学校閉鎖は、子どもたちの教育の機会を奪うとともに、屋外活動や社会的交流を減らします。そのことが、子どもたちに様々な問題を引き起こしています。

仕事や外出の制限のために親子とも自宅に引きこもるようになって、ストレスが高まることから家庭内暴力や子ども虐待のリスクが増えています。

そこで質問です。

このように、子どもに関する限り、新型コロナが直接もたらす影響よりも新型コロナに関連しての健康被害の方がはるかに大きいのです。

①いま紹介した「日本小児科学会の医学

的知見の現状（2020年5月20日）」について、どのようにお考えですか？

②今後、第2波、第3波が来ることが予想されます。しかし安易に休校するのではなく、子どもや保護者に及ぼす影響を総合的に検討し、慎重に判断すべきです。また、休校措置は一斉にではなく、感染拡大の状況を踏まえて個別に判断すべきだと考えますが、町としての見解をお聞かせください。

◆**教育部長** 日本小児学会の見解もありますが、町教育委員会としては、文部科学省から令和2年6月5日付け通知された、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」の臨時休業を実施する場合の考え方に基づき、臨時休業を判断いたします。

このなかで、学校で児童生徒や教職員の感染が確認された場合においては、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の休業を実施します。

なお、学校の臨時休業を行う際においても、地域の感染状況に応じ、分散登校を行うことにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続することが重要とされており、このことに留意しながら対応するよう考えています。

●**タブレットは手に入るのか**

二**見議員** タブレット端末の一斉導入は、「災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時において全ての子供たちの学びを保障」することがその理由となって

います。

日本の児童生徒は2018年の学校基本調査によると約950万人です。すでに導入済みの学校もありますので全てではないにしても、一気に数百万台のタブレット端末が必要になります。国内のパソコン市場は2018年度実績で1183万台（MM総研調べ）です。国内市場に匹敵するだけの需要が突如生まれたわけです。それだけ大量のタブレットを年度内に調達することが果たして可能なのでしょうか。

先ほど紹介した文科省の「学校の情報環境整備に関する説明会」で高谷氏はメーカーとの調整があるので需給調査——要するに何台買うのかということだと思いますが——をして早く文科省に提出せよと言いつつ、予定通りに「行き渡るか微妙」だと言っています。

文科省はタブレットを使って休業時の学

びの保障をするのだと言いますが、なければ話になりません。

そこで伺います。

③新型コロナの第2波はいつ来るか分かりませんが、早ければ秋とされています。タブレット端末の入手はいつ頃になる見込みでしょうか。

◆**教育部長** 全ての児童生徒のタブレットを整備するとなると、年度内に整備できればという現状です。可能な限り、速やかに手配できるように努力いたします。

●**タブレットを使った教材はどうするのか**
二見議員 タブレット端末を使った遠隔事業について伺います。

仮にタブレットが早期に入手できたとしても、問題はその先にあります。高谷氏は「ICT、オンライン学習は学びの保障に大い

GIGAスクール構想の加速による学びの保障

令和2年度補正予算額 2,292億円



目的

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現

児童生徒の端末整備支援

- ① 「1人1台端末」の早期実現 **1,951億円**
令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しを支援、令和元年度補正措置済（小5,6,中1）に加え、残りの中2,3,小1~4すべてを措置
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国公立：定額（上限4.5万円）、私立：1/2（上限4.5万円）
- ⑥ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 **11億円**
視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額、私立：1/2

学校ネットワーク環境の全校整備

71億円

- ② 整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正に計上していなかった学校ネットワーク環境の整備を支援
対象：公立の小・中・特支、高等学校等
公立：1/2

GIGAスクールサポーターの配置

105億円

- ⑤ 急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、ICT関係企業OBなどICT技術者の配置経費を支援
対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
国立：定額、公私立：1/2

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

- ③ 家庭学習のための通信機器整備支援 **147億円**
Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境（モバイルルータ）の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国公立：定額（上限1万円）、私立：1/2（上限1万円）
- ④ 学校からの遠隔学習機能の強化 **6億円**
臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
公私立：1/2（上限3.5万円）、国立：定額（上限3.5万円）
- ⑦ 「学びの保障」オンライン学習システムの導入 **1億円**
学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なプラットフォームの導入に向けた調査研究

施策の想定スキーム図



に役立つ」と述べています。役立たないとはいませんが、役立たせるためにはいくつものハードルがあると思われます。端末さえ買えば「学びが保障」できるとするのはあまりにも安易です。

まず、教材とその準備です。オンライン学習をさせるには、そのための教材がいります。いま学校現場は、休校期間中の授業をどう取り戻すのかに必死です。夏休みも短くなる。普段の授業にも追われ、そのうえ、タブレットを使った遠隔授業を準備する時間などあるのでしょうか。

それとも、教師による手づくりは諦めて、「民間の教育コンテンツ」——民間事業者が売り込んでくるものを購入するのでしょうか。

いま、大手進学塾が、精鋭講師陣が贈る「分かりやすく楽しい授業」を看板に売り込みをかけています。現在はお試し期間で受講料は無料ですが、いつまでも無料でやるわけではないでしょう。こういうもの利用せざるを得なくなるのではないでしょ



うか。算数・数学・英語について、児童・生徒の理解度に応じて復習問題を反復するという AI ドリルもすでに作られているようです。

そこで伺います。

④今年度ないし次年度に休校せざるをえなくなった場合、遠隔授業をすることは本当に可能なのでしょうか。「民間の教育コンテンツ」についてはどのようにお考えでしょうか。

◆**教育部長** 遠隔授業、いわゆるオンライン授業を実施するためには、本定例会で補正計上している端末は、必要不可欠なもので、さらに昨年度補正した高速大容量の通信ネットワークの再構築も必要となります。それ以外にも外部のインターネット回線の強化や大型提示装置等と必要となります。

これらの機器等が整備完了されるまでは、オンライン授業ではなく、現状で可能なオンライン学習として e ライブラリの活用や各学校の教員による授業配信や広島県が推奨している G スイートの活用で、学習課題の配布等を実施していきたいと考えています。

また、「民間の教育コンテンツ」については、現時点では検討しておりません。5月の臨時休業中に実施した授業動画配信を見る限り、やはり、担任等が教科書に準拠した内容で教えるということが児童生徒にも安心感や繋がりを持たせることに効果があったものと考えております。

●子どもたちにとってどうなのか

二見議員 タブレット端末による遠隔授業は、子どもたちにとってどうなのかという問題です。高谷氏は「やろうとしないということが一番子供に対して罪」だといいますが、果たしてそうでしょうか。

ZOOMなどを使ったリモート会議は、通常の会議より疲れると聞きました。同じ空間ではなく、画面だけを見つめていることが疲労度を増すのだと思いました。1時間、2時間の会議で、大人の場合でもそうなんです。小学生や中学生が4時間とか6時間とかをタブレット端末を使って授業を受けることは、負担が重い。そもそも小学校の低学年、あるいは中学年で果たしてタブレット授業は成立するのか、はなはだ疑問です。

タブレット端末との付き合い方という問題もあります。

(6月)22日の「中国新聞」は、「ゲーム人口は増加し、最近では新型コロナウイルス感染症による外出自粛や休校の影響もあり、未成年者を中心にゲーム依存の深刻化が懸念されている」「高額な課金に関する内容や《子どもがゲームをやめられない》など依存症が疑われるものも多い」と伝えています。

すでにタブレット端末が導入され、授業で使われている私立中学校では、授業中に別のサイト見てたり、ゲームしている生徒が増えたと聞いています。遠隔授業ならなおさらです。

家庭環境もさまざまです。専用の個室があって集中できる環境がある児童生徒もい

れば、そうでない児童生徒もいる。この緊急時に四の五のいうなど文科省に叱られるかもしれませんが、やはり家庭間格差の問題を無視するわけにはいきません。

遠隔授業で十分ついていける児童生徒もいれば、そうでない児童生徒もいる。そこでの格差も開きやすい。

そこで質問です。

⑤タブレット端末による遠隔授業は、生徒の健康被害やゲーム依存症を引き起こす可能性、家庭環境の違いによる格差などの問題点があります。「コロナが来るから」というようなことではなく、児童生徒への影響を考え、必要な時間をかけてICT教育を進めていけばよいと考えますが、町の見解を聞かせてください。

◆**教育部長** 家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際には、ICTを最大限に活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえれば、町教育委員会としては、一刻も早く児童生徒のICT環境を整えることは必要と考えます。

また、ICT教育を推進する上では、端末機器等の整備といった「ハード面」他、デジタル教科書・教材の活用といった「ソフト面」や、教職員のICT活用指導力の向上といった「指導体制面」など三つの柱を一体となった取組が必要と考えます。

今後は、児童生徒の影響を踏まえ、ICTの基本的な操作、情報の収集や情報モラル等必要な教育も並行しながらICTを活用した教育の充実を図っていきたいと考えております。

《第2回目》

● 専門家は一斉休校に反対

小児科学会の見解についてはお答えにならなかったわけですが、「学校や保育施設の閉鎖は流行を防ぐ効果に乏しい」という指摘は重要な指針となるものです。過去に向かっていけば、3カ月にもわたる休校措置は不要だったということであり未来に向かっては、長期にわたる休校はよほどのことがないかぎり止めようということです。

厚労省の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議も、4月1日の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」で、「現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である」と全国一斉の休校に対して慎重な判断を求めているわけでした。この提言を紹介しながら和田耕治・国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授は「子どもたちにとって学校は、とても大切な場所です。感染対策を十分に行うことは当然ですが、できるだけ学校を続けるという方向性を捨てないでほしかった。感染拡大が起きた場合の責任から逃れたい、と安易に休校という選択肢が取られることを危惧しています」と言っています（『新型コロナウイルスとどう向き合っていくのか』『月間高校教育』2020年6月号、学事出版）。

また、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議構成員で東京大学医科学研究所教

授の武藤香織氏は次のように述べています。

「専門家会議では、感染症の流行の観点からしか助言ができません。この感染症が子どもで重症化しやすかったり、死亡率が高かったりしているという根拠が出てきていないので、専門家会議としては、当初から、学校の休校はできる限り最小にしていただきたいと考えてきました」（「新型コロナウイルスに学校はどう対応していけばいいのか」同上）。厚労省に設けられた専門家会議は、学校の一斉休校に早くから反対していたわけです。

● 「全国一斉休校を極力避ける」が政府の方針

ご紹介になったように、6月5日付の文科省のガイドラインでも「学校の全部または一部の休業」は、「学校で児童生徒や教職員の感染が確認された場合」です。今回の3カ月にわたる全国一斉休校が専門家の知見から離れた不要な措置だったことを事実上認めたに等しい。

安倍総理もまた6月2日に、首相官邸で面会した柴山昌彦前文部科学大臣に「なるべく全国的な休校措置を取る必要がないような形での取り扱いも可能ではないか」と伝え、新型コロナウイルス感染の第2波、第3波が発生した場合、再度の全国一斉休校を極力避ける考えを明らかにした、とマスコミは伝えています。

以上のことから分かるように、3か月にわたる一斉休校は適切ではなく、今後、安倍総理も言うように「全国一斉休校を極力避ける」ということになったわけです。全

国一斉休校がないわけですから、日本全国の児童生徒 950 万人の全てに緊急措置としてタブレット端末を慌てて持たせる必要もない。もし、どこかの地域で休校措置が必要で、タブレット端末がどうしても必要ならばそこへ投入すればいいだけです。

●オンライン授業のハードル

タブレット端末は今年度中に買えというのが文科省の方針ですが、契約はしても今年度中に手に入る保証はない。1 回目の質問で明らかにしたように短期間に 950 万台ものタブレットを揃えることは到底無理な話です。第 2 波、第 3 波が今年度中に来た場合、ほぼ間に合わない。来年でも間に合うかどうか。忘れた頃に届くアベノマスクのようなものです。ですから、やはり急ぐ必要はない。

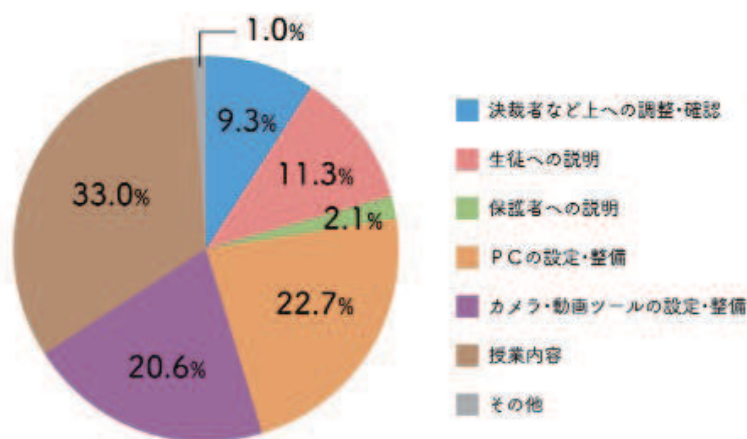
では、コロナの波が来たときに、幸運にもタブレット端末が入手できたら、休校時の「学びの保障」はできるのか。答弁でもオンライン授業に必要な機器が整備されな

いとできないということでした。

紹介された e ライブラリというのは「学校で利用しているドリル教材をご家庭のパソコン・タブレット・スマートフォンから無料で利用できる」というものです。私も小学生のときに紙ではありますがドリルやりました。同僚議員の皆さん、職員のみなさんのドリルを使ったと思います。計算、文章題、漢字などを繰り返すことによって知識を定着させようとするものですが、継続してやるのは、なかなか忍耐力のいる学習です。すぐ飽きてしまう。正直言って私は嫌いでした。

また、「G Suite for Education」は、教育機関向けに作られた Google のアプリセットで、メールソフトやウインドウズでいう、ワード、エクセル、パワーポイントといったアプリが入っているわけです。オンライン授業の前提ではあっても、アプリセットが事業の代わりになるわけではありません。答弁にあったように休校時に「学習課題の配布」ができるぐらいです。

質問 「オンライン授業」をしたことがある方にお聞きします。実施までの準備段階でしたことで1番大変だったことについて1つお選びください。



東洋経済新報社が実施したオンライン授業についてのアンケートから

●教員の負担が重くなる

オンライン授業の準備はととても大変だと聞きました。準備と事後処理に、対面授業の 3 倍から 5 倍の時間がかかるというんです。今でさえ過労死ライン超えの先生方がオンライン授業に取り組むとなれば、実際の過労死が起きる。

大学で教えている友人

は次のように言っています。

「学習効果を上げるためには、メディア特性に向けた内容に授業を設計し直す必要があります、そのためにはソフトやアプリについての勉強や情報収集も必須、学習者に対しては対面授業以上にきめ細やかなフォローが必要となります。通信環境が悪くてオンラインから離脱する者も必ず出るので、授業内容を録画してアップすることも必須です。その処理には、パソコンの性能によっては、1コマの授業につき数時間を要する」。

●「学びの保障」は困難

ですから、多くの保護者が期待しているような学校の授業に代わるものをつくることは、タブレットがあればなんとかあるというようなことではないのです。現状では、教えるべきこと、学ぶべきことのほんの一部を補うことしかできません。これが実情なのです。

にもかかわらず、「休校時の学びの保障」を看板に掲げ、予算で縛りをかけたうえで、「感染症対策で世の中が変わった」「やろうとしないことが一番子供に対して罪」と脅して、全国の自治体、教育委員会をタブレット端末購入に追いこんだわけです。

そもそも一斉休校の必要もなかったし、今後はできるだけ避けるという方向になっ

ている。タブレットはすぐには手に入らない、タブレットが入っても使えるかどうかわからない。

おそらく小学生は、高学年でないとタブレット端末を使って何かをすることは難しい。小学校1、2年生はゲームぐらいは出来るかもしれませんが、タブレットを使って学習することは至難の業。にもかかわらず全児童、全生徒一人に一台を一気に揃えるというのは壮大な無駄遣いになります。

●少人数学級と教員増を

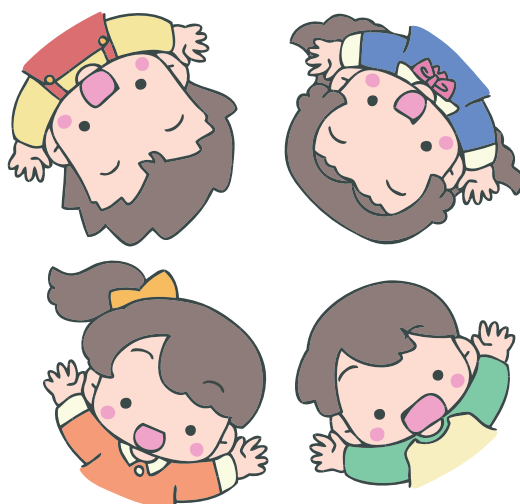
今求められているのは、機械より人です。

3か月の空白をできるだけ埋めるために

は、一人ひとりの児童生徒に丁寧に教えること、学習が遅れた子どもへの個別の手立てをとることです。遅れを取り戻そうとするばかりに、土曜授業、夏休みの短縮、学校行事の大幅削減、7時間事業などによって授業時間を確保するようなやり

方では、子どもたちに新たなストレスをもたらし、子どもの成長をゆがめ、学力格差をさらに広げることにもなりかねません。

町内の小中学校のクラス別児童生徒数の一覧を教育委員会からいただきました。小学校では中央小学校の4学年3クラス中、2クラスが40人、もう1クラスは39人。南小の4学年も1クラスが38人、2クラスが37人。ギリギリいっぱい。他の学年・学校はだいたい35人以内に収まっている



ようです。中学校は府中中、緑ヶ丘中ともに40人近い学級がほとんどです。

子どもへの手厚く柔軟な教育のためにも、感染症対策のためにも、学校の教職員やスタッフを思い切って増やし、20人程度の授業などができるようにすべきです。

政府も第2次補正予算案で教員増を盛り込みましたが、その規模は3100人（高校はなし）とあまりに小さい。3100人では、全国の小中学校の10校に1人しか教員が配置されず、焼け石に水です。府中町は小中あわせて7校ですから1人も増えない可能性が大です。

日本教育学会は、平均1校当たり小学校3人、中学校3人、高校2人の教員を加配する10万人の教員増を提案しています（「9月入学よりも、いま本当に必要な取り組みを一より質の高い教育を目指す改革へ」5月22日）。

最後の質問です。

私はタブレット——機械より先に少人数学級およびそのための教員増こそが求められていると考えます。これまでも2016年12月議会の一般質問「子どもが安心して過ごせる環境づくり」や2019年3月議会での一般質問「教員の長時間労働・多忙化とその是正」において少人数学級の拡大、教員増が必要だと主張してきました。

コロナ災害とも言うべき状況のなかで、3カ月にもわたる休校措置がとられ、学習面での遅れとともに、子どもたちはかつてないストレスと不安をためこんでいます。先生方、学校現場は今まで以上に大変に

なっています。今こそ少人数学級、教員増を進めるべきときではないでしょうか。

そこで伺います。町は、少人数学級と教員増についてどのような認識をお持ちでしょうか。ご答弁願います。

◆学校教育課長 現在は、県の基準に基づき、小学校1年生、2年生は35人、小学3年生以上は40人で学級編制を行っているところです。少人数学級は、児童生徒一人ひとりの状況をより丁寧に把握することができ、個々のつまずきなどに対する指導がより丁寧に適切に実施できる効果があるものと認識しております。

さらに、この度のコロナウイルス感染症対策で「身体的距離の確保」をする上でも、有効であると考えています。そのため教育委員会としても、教員を増やしていただきたいという思いは、強く持っておりますが、少人数学級の拡大（県費負担の教員増）については、これまでも申し上げておりますが、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（いわゆる標準法）」にもとづく県の基準による措置なしに実施することは困難であり、国が責任をもって標準法の改正を行い、進めていくべきものであると考えております。

教育委員会としては、小中学校全学年35人以下学級の早期実現を、全国町村教育長会を通じて、文部科学省へ要望しております。また、広島県町村会を通じて、県に対しても、毎年、県予算並びに施策に関する要望として標準法改正による35人学級の導入を要望しており、今年度

についても、5月に行っております。

なお、教職員の増とはなりません、本定例会で議決していただいた補正では、国の学習保障に必要な人的支援の制度を活用し、学習指導員等として会計年度任用職員（非常勤講師）を約 2,880 時間程度追加配置できる予算を計上しております。学習指導員等の予算は、例年より 1.6 倍 (9,896 千円→ 15,893 千円) となっており、今後も教育委員会としては、このような国の制度を積極的に活用し、教職員の負担軽減にも努めてまいります。

《第 3 回目》

国と県に対し、教員増・少人数学級を求める努力を町や教育委員会が努力をされてきたことはよく知っております。しかし、これまで以上に頑張っていたきたい。そのことを強く要望いたします。

今回は、一斉休校および、休校措置を想定したタブレット端末の一斉購入の問題に絞って質問致しました。大元である「GIGA スクール構想」そのものについての検討は改めて行いたいと考えております。

以上で質問を終わります。

一般質問とは



議会の使命は、①町の具体的な政策の最終決定と、②行財政の運営の批判と監視です。この議会の使命を果たすことが、議員一人ひとりに求められています。

議会は、予算や決算、条例の制定、改廃など、町長から提案される議案、議員提出議案などについて審議します。これらは提案された内容について質疑や討論をするものであって、議案に関係のない質問は許されません。

これと正反対なのが「一般質問」です。町政に関わるあらゆる問題の中から、議員一人ひとりが自由にテーマを選び、町に対して質問します。「一般質問」の一般とは、「(テーマに) 制限、制約がない」という意味なのです。町の行財政にかかわる問題であれば、何でもよい。二〇二〇年一二月議会でも

児童虐待、防災放送、情報公開、鳥獣被害、下水道、コロナ対策など多彩なテーマで各議員が質問しました。

一般質問は臨時会ではなく、年 4 回(三月、六月、九月、十二月)の定例会で実施されます。

発言時間に制限がある議会もありますが、府中町議会には制限はありません。1 回の質問は、基本的にワンテーマです。

私が一般質問で心掛けていることは、そもそも「……とは何か」ということからはじめ、府中町では「どうなっているのか」「今後どうなっていくのか」を系統的に明らかにすることです。一回の質問は 40〜50 分程度でしょうか。他の議員から「長い」と苦情を言われたりもしますが、今後も「そもそも」を大切にしていきたい。

府中町の特別支援教育の 現状と課題について

第9回定例会一般質問 2020年12月14日



●はじめに

障害による学習上や生活上の困難をかかえている児童生徒は、2018（平成30）年現在、全国で約45万2千人おり、全児童生徒数の4、6％です。2008（平成20）年度との比較ですが、特別支援学校1.2倍（約7万3千人）、特別支援学級2.1倍（約25万7千人）、通級による指導を受けている小中学生が2.5倍（約12万3千人）となっています。

学習上や生活上の困難をかかえている子どもに対して、その可能性を最大限に伸ばすために、障害の状態に応じて一人ひとりにあった適切な指導と支援が必要であり、特別支援教育の充実が求められています。

1. 特別支援教育とは

文科省の定義によりますと「特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」とされています。

そのために、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導という3つの学びの場が用意されています。

特別支援学校は、障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校で、1学級の標準は6人（重複障害の場合3人）。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）です。

特別支援学級は、小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級で1学級の標準は8人。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害といった障害の種別ごとの学級が編成されます。

通級による指導は、障害のある子どもが

小・中学校の通常の学級に在籍し、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間（LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間）程度、障害に基づくさまざまな困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態です。対象とする障害は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由及び病弱・身体虚弱です。

町内には特別支援学校はありませんので、特別支援学級と通級指導について伺います。

①町内で、特別支援学級に通う児童生徒数および「通級による指導」を受けている児童生徒数の推移はどうなっているでしょうか。

◆**教育部長** 提出資料にも示しているとおり、過去5年間の児童生徒の推移をみますと、特別支援学級在籍の児童生徒の数は平成28（2016）年度には小中全体で62人でしたが令和2（2020）年度では90人と5年間で約1.5倍、また、通級指導教室では、平成28年度18人が、令和2年度50人と約2.8倍になっております。このように特別支援教育についての理解が年々高まり、指導を受ける児童生徒の数が増えている状況にあります。

2. 特別支援学級の特徴

二見議員 つぎに特別支援学級について伺います。特別支援学級に通っている児童生徒のうち、知的障害のお子さんが約47%（12万1千人）、自閉症ならびに情緒障害のお子さんがやはり約47%（12万3千人）で、知的障害、自閉症、情緒障害をもつお子さんが多い。その他は約5%です〔2018（平成30）年度〕。

（1）まず、知的障害ですが、知的障害のあるお子さんで特別支援学級の対象となるのは、「その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能であるが、抽象的な概念を使った会話などになると、その理解が困難な程度のもの」とされています。

文科省の「教育支援資料」*1) はさらに次のように説明しています。

例えば、日常会話の中で、晴れや雨などの天気の状態について分かるようになっても、「明日の天気」などのように時間の概念が入ると理解できなかつたりすることや、比較的短い文章であっても、全体的な内容を理解し短くまとめて話すことなどが困難であったりすることである。

（2）つぎに自閉症ですが、「自閉症とは、

*1) 文科省初等中等教育局特別支援教育課『教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実』（平成25年10月）

①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害」です。

(3) 第三に情緒障害ですが、情緒障害とは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが持続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態を言います。

自閉症・情緒障害をもつお子さんは、①他人とかかわって遊ぶ、自分から他人に働きかける、集団に適応して活動する、友達関係をつくり協力して活動する、決まりを守って行動する、他人とかかわりながら生活を送ることなどが難しい。②言語が全くなかったり、言葉の発達の遅れや特異な使用が見られたりする、などの特徴がありま

す。

そこで質問です。

②当町において特別支援学級はどのようになっているのでしょうか。

◆教育部長 特別支援学級は、障害種別ごとに学級を設置しており、児童生徒の障害の状態等に応じて、個々に具体的な目標と内容を設定し、授業を実施しております。

例えば、知的障害の特別支援学級においては、教科の学習で日常生活と関連付け、学習と体験を関連付けた指導を取り入れております。

具体的には、野菜を育て、収穫した作物を使って調理を行う際に、材料の分量を計算したり、栄養教諭に調理の方法でわからないことを質問したりする学習の中に、伝えやすく話をするための文章を考え、伝え

特別支援学級の児童生徒数(学級数)及び通級による指導を受けている児童生徒数の推移

年度	特別支援学級の児童生徒数(学級数)			通級による指導を受けている児童生徒数		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
H25	38 (12)	14 (4)	52 (16)	—	—	—
H26	39 (12)	17 (5)	56 (17)	11	—	11
H27	37 (12)	21 (5)	58 (17)	16	—	16
H28	40 (12)	22 (6)	62 (18)	18	—	18
H29	47 (13)	20 (5)	67 (18)	19	—	19
H30	49 (13)	17 (5)	66 (18)	20	7	27
R1	57 (12)	16 (5)	73 (17)	23	17	40
R2	71 (16)	19 (5)	90 (21)	27	23	50

※ 特別支援学級の児童生徒数(学級数)は、各年度5月1日時点の数字を示し、通級による指導を受けている児童生徒数については、年度末(令和2年度は11月末)時点の数字を示す。

る学習を仕組んだり、計算や語彙の力を高めたりするなどの学習を体験的な活動の中に積極的に取り入れております。

特別支援学級は児童生徒数1学級あたり上限8名となっており、障害種別ごとに8名を超えると学級数が増えます。

令和2(2020)年度は、知的障害、自閉症情緒障害、肢体不自由、病弱などの特別支援学級を町内小中学校全体で21設置しております。

また、特別支援学級には、教員以外に町単独費で教育支援員を配置し、障害の状態に応じた丁寧な指導ができるよう、町として取り組みを進めております。

3. 通級による指導の特徴

二見議員 第3に「通級による指導」について伺います。発達障害などで通級指導を受けている児童生徒が昨年(2019年)5月1日時点で13万4千人に上り、過去最高になったと文科省が公表しました。内訳は小学校11万7千人、中学校1万7千人、高校8百人です。

障害種別で見ますと▽言語障害4万人▽自閉症2万6千人▽注意欠陥多動性障害(ADHD)2万5千人▽学習障害2万2千人です。

注意欠陥多動性障害(ADHD)とは、「身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態を言います。

これまであまり知られてこなかった障害の一つで、「注意欠陥多動性障害」という診断名は、1994年からだそうです。

活動に集中できない、気が散りやすい、物をなくしやすい、順序だてて活動に取り組めないといった「不注意」と、じっとしてられない、静かに遊べない、待つことが苦手で、他人の邪魔をしてしまうといった多動衝動性が、同程度の年齢の発達水準に比べてより頻繁に、強く認められます。

「故意に活動や課題に取り組むことを怠けている」「自分勝手な行動をしている」などとみなされてしまい、これまで障害によるものだと理解されてきませんでした。そのため、まわりの大人から行動を強く規制されたり、叱られることも多く、そこから「自分はどうせ、何をやっても叱られる」といった無力感に陥ってしまうこともあります。

●学習障害

学習障害も知られるようになったのは比較的最近です。

学習障害とは、学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態を言います。

全般的な知的発達に遅れはないのですが、聞く、話す、読む、書く、計算すること、推論する能力のうち特定のものが苦手です。

学習障害は、まだ十分に知られていない

うえに、一部の能力を習得することと使うことだけが難しいので、「単に学習が遅れている」「本人の努力不足」とみなされてしまい、障害だとは思われていない。

柳家花緑さんという落語家がありますが、識字障害（ディスクレシア）という学習障害があることを公表しています。書かれた文字を見て脳が認識して理解するのに時間がかかる障害です。書くことも難しい*2)。

花緑さんは「字が読めないために勉強全般に興味がなくなった」と言います。「教科書が読めないし、黒板に書かれたことをノートに書き写すこともできないので、クラスメイトが先に進むのに、おいていかれてどんどん差が広がっていく。字を読むのが苦手だから宿題もできない。その積み重ねで、勉強からますます遠ざかっていく」。小学校5年生のときの通知表に担任の先生は「気が散って学習に身が入りません」「根気よく復習しましょう」「勉強以外のことなら一生懸命やるのですが…」と書いていますが、40年ほど前ですから、担任の先生も障害だとはもちろん知らない。

花緑さんの本名は小林九というそうですが、「小林君は勉強しない子」という評価となり「もっと努力しなさい」というふう



になるわけです。そして同級生は「バカな小林くん」と呼ぶ。落語のおかげで花緑さんは酷いいじめにはあわなかったようですが、発達障害のあるお子さんは学校でいじめられることが多く、いじめから不登校になる場合も少なくありません*3)。

文科省によりますと注意欠陥多動性障害や学習障害など発達障害の可能性のある児童生徒は全体の6.5%程度だと言われています*4)。

*2) 落語を聞きにきたお客さんにサインするとき演目の「芝浜」と書いて欲しいといわれて「浜松やりました」と書いてしまった。古典落語中の名作であり、「芝浜」という字は何千回、何万回と見てきたのに字が出てこない。(柳家花緑『僕が手に入れた発達障害という止まり木』幻冬舎)

*3) 島崎由貴らが関東(1都6県)の公立中学校の養護教諭を対象に行ったアンケート(回答266人)によると「発達障害のある生徒が背景に抱えている問題」の1位が「友人関係上のトラブル・いじめがあった」であった。「中学校における不登校・発達障害の生徒の傾向と支援の現状についての調査研究」(『東京学芸大学教育実践研究センター紀要』第5集、2009年)

*4) 文科省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」



校2校に通級指導教室を設置し、教員を配置しており、教員が配置されていない学校で、通級の対象となる児童生徒が在籍している場合には、教員が巡回し、指導に当たっております。

例えば、自閉症の場合は、他者と社会的な関係を形成することに困難を

そういうなかで、通常の学級に在籍しながら週に1単位時間から8単位時間程度、障害に基づくさまざまな困難の改善・克服に必要な特別な指導を特別の場で行う「通級による指導」が1993（平成5）年より全国で制度化されました。2006（平成18）年からは学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症が対象に含まれるようになっていきます。

そこで質問です。

③「通級」の指導の特徴、指導の実際はどのようなものでしょうか。

◆**教育部長** 府中町では、通級指導教室を平成26（2014）年度に府中南小学校に設置し、指導をスタートしております。

この通級における指導は、小中学校に在籍する児童生徒のうち、障害による学習上または生活上の困難の改善・克服をすることを目的とし、週1時間から週2時間程度、障害に応じた特別の指導を実施しております。

現在、府中町では、小学校2校、中学

伴い、コミュニケーションの困難さや情報をとらえることが困難であるなど、通常の学級の一斉指導のみでは十分な成果が上げられない場合があります。そのような場合に、円滑なコミュニケーションのための知識や技能を身につけるための指導を個の実態に応じて指導し、その上で、絵や写真などの視覚的な手掛かりを活用しながら相手の話を聞くことやメモ帳を用いて自分の話したいことを相手に伝えるなど、実際に学んだ知識・技能を生活の中で実際に活用できるよう学びの場面の設定を行っております。

また、注意欠陥多動性障害の場合は、どの場面で困難さが生じているのか状況の要因を明らかにし、例えば、衝動性・多動性が強い場合は、ロールプレイを取り入れ相手の気持ちを考えたり、ビデオや絵で視覚的に示したりすることで、自分や周りの状況を振り返るなどの指導を行っております。

学習障害で、書くことが困難で、適切な文字をなかなか思い出すことができない場

合は、パソコンで文章を書いたり、ノート
をパソコンで取ったりすることにより授業
内容を書くことができるようにしておりま
す。

通級による指導を受ける児童生徒に係る
週あたりの授業時数については、当該児童
生徒の心身の障害の状態を十分考慮し、保
護者と連携を図り、時間設定を行い指導し
ています。

4. 教育支援委員会

二見議員 第4に教育支援委員会につい
て質問します。文科省の「共生社会の形成
に向けたインクルーシブ教育システム構築
のための特別支援教育の推進（報告）」は、
教育支援委員会について次のように述べて
います。

「現在、多くの市町村教育委員会に設置
されている『就学指導委員会』については、
早期からの教育相談・支援や就学先決定時
のみならず、その後の一貫した支援につい
ても助言を行うという観点から、『教育支
援委員会』（仮称）といった名称とするこ
とが適当である。『教育支援委員会』（仮称）
については、機能を拡充し、一貫した支援
を目指す上で重要な役割を果たすことが期
待される」。

④文科省は「教育支援委員会」に以上の
ような位置づけを与えていますが、当町に
おいて教育支援委員会はどのような役割を
果たしていますでしょうか。

◆**教育部長** 教育支援委員会は、障害によ
り教育上特別な配慮を要する児童生徒に対
し、その就学について適格に判断を行うた
めに設置しており、11月に本委員会を実
施している他、必要に応じて持ち回りによ
る会議を実施しております。

委員は府中町立学校教職員（各校の校長
と特別支援教育コーディネーター）と関係
行政職員（福祉課、子育て支援課の職員）
から構成しています。

また、専門的な立場からの助言をいた
くために顧問（療育関係者、病院の院長、
特別支援教育アドバイザー等）で構成し、
今年度については、委員18名、顧問5名
で構成しています。

特に、毎年11月に実施している会議で
は、次年度の新小学1年生、新中学1年
生の児童生徒の特別支援の就学について協
議することが主な内容となっています。実
態把握や医師の診断、保護者の思い等を総
合的に判断し、専門的な立場からの意見も
いただき、就学の方向性を決定していく会
議です。

また、現在、特別支援学級に在籍してい
る児童生徒、通級による指導を受けている
児童生徒についての現状と合理的配慮の状
況等を委員、顧問に資料提案により確認し
ていただき、協議を行っています。

5. 「合理的配慮」と ICT利用

二見議員 第5に、障害者差別解消法と
そこに定められております「合理的配慮」

についてお伺いします。

障害者差別解消法第8条2項は、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」と定めています。

文科省は、この「合理的配慮」の具体例の一つとして「絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用」をあげています。

⑤当町の特別支援教育でICT機器はどのように利用されているか。また、本人および保護者がICT機器の利用を希望した場合の対応はどのようにしておりますでしょうか。

◆**教育部長** 現在、府中町内の特別支援学級及び通級指導教室において、状況に応じてICT機器を活用した授業を行っております。

例えば、自閉症・情緒障害特別支援学級において、国語の時間に、文字から具体的なイメージを持たせるよう、タブレットで写真を提示したり、理科の時間に、植物などをタブレットで提示したり、算数の図形において、実際に図形をタブレット上で見たりすることにより、イメージが持ちにくいものをしっかりとイメージさせ、理解を深めています。

次に「本人および保護者がICT機器の利

用を希望した場合の対応について」ですが、

特別支援学級及び通級指導教室においては、現在もすでに個別の状況に応じて、ICT機器を利用した授業を実施しており、本人および保護者からICT機器の利用の希望があった場合は、実態に応じた利用は可能です。

しかし、通常の学級の斉授業の場面において、発達障害の児童生徒が、タブレットを個別に使用することは容易でないと考えております。今後、各学級に電子黒板が導入されることから、斉授業の中で、電子黒板の活用により視覚的に思考を促したり、理解を深めたりする提示を行うことができます。このことは、クラス全員の理解を深めるとともに、発達障害の児童生徒への支援にもつながるものと考えております。

《第2回目》

二**見議員** 府中町における特別支援教育の現状について、大変よく分かりました。特別支援学級に対して、町として独自の予算をつけ、教育支援員を配置しているという答弁でしたが、今年度は21クラス90人の児童生徒に対して30人の教育支援員を配置していると先日伺いました。障害の程度に応じ、ていねいに指導されていることをおおいに評価したいと思います。今後とも町費による特別支援員の加配を継続していただきたい。

①「合理的配慮」 2つの観点

私は今年の6月議会で「GIGA スクール構想と府中町の児童生徒の学習保障」について一般質問致しました。

これを読んだ保護者の方からメールをいただきました。文面からすると府中町ではないけれども広島県内にお住まいの方のようです。

その一部を紹介させていただきます。

「一人一人へのタブレット導入を、喉から手が出るほど望んでいる、一保護者です。

タブレット導入が標準仕様でないから、書くことに困難、読むことが困難、音を拾うこと、何かしら型にはまった古い日本の学校教育のやり方に困難を抱え、学校に行けない子が、特別扱いは出来ないと、はねのけられる。広島は他県に比べ、とてもとても、遅れています。タブレットが遅くなるなら、他県のように学習支援員を多く入れ、困難のある子に寄り添える人数を入れたらいい、それもできていない」

「親や子供の言うことを、学校は聞かないから、教育委員会がいいと言わないから、その子だけ使わせて、問題になるのが嫌だから、そうやってはねのける先生を専門家が一校一校説得していく、その大変さ、その気の遠くなる時間。ゆっくりじゃ遅いんです。早く、合理的配慮が遅れている広島に、タブレットを」。

「息子の様に板書も書けず、先生にメモ

をもらい、授業中は別の本を読んでいるように、と言われ、本を読むために学校に行っている子がいることを、知ってください」。

お子さんが学習障害で、授業でタブレットを使うことを強く望んでいることが分かります。

当町は「特別支援学級及び通級指導教室においては、現在もすでに個別の状況に応じて、ICT機器を利用した授業を実施しており、本人および保護者からICT機器の利用の希望があった場合は、実態に応じた利用は可能」とのことです。

メールをいただいた方のお子さんが、どういう学級に属されているのかは分かりませんが、府中町の場合は、特別支援学級と通級指導教室であれば、タブレットなどICT機器の利用はすでに行われているということです。問題はクリアされているわけです。

しかし、学習障害をもっているお子さんが、特別支援学級でも通級指導教室でもない場合、「一斉授業の場面において、発達障害の児童生徒が、タブレットを個別に使用することは容易でない」という答弁でした。たしかにクリアすべき様々な課題があるように思われます。

先ほどの保護者の方が書かれているように、その理由が「特別扱いできない」ということであれば、それは乗り越えていく必要があるのではと思います。メガネや補聴





器を特別扱いと思う同級生や保護者はいないと思います。ICT 機器は学習障害をもっている児童生徒にとってメガネや補聴器と同じような役割を果たす場合がある。だから、その使用に対して「合理的配慮」が求められているのではないのでしょうか。と同時に、ICT 機器はメガネや補聴器と違う面もあります。多機能であることや、機器の使用によってそれぞれの障害を軽減する効果があるかどうかについて慎重な見極めがいるのではないかと思います。

小児科医の加藤醇子さんがタブレットの使用について「学習意欲が高まったことはとてもよかったのですが、タブレットやPCは補助具であり、特に音韻操作能力が低い場合、読み能力自体を著しく改善することはできません。改善の可能性がある低学年～中学年では、やはり専門的指導が必要です」^{*5)}と書いています。

先日、学習障害についての講演会^{*6)}に参加しましたが、そこでも広島大学の氏間和仁准教授が「ICTの活用は、取り入れれば良いわけではなく、指導のねらいを見極め、学びの本質に近づくための活用を目指したい」と述べていました。大切な観点だと思います。そこで質問ですが、

特別支援教育における「合理的配慮」について、町はどのように考えているのでしょうか。

◆学校教育課長 「合理的配慮」については、現在、特別な支援が必要な児童生徒について、保護者と連携を行いながら、個別の教育支援計画を作成し、教育支援員の配置や柔軟な教育課程の編成、教材を配慮するなどの支援を行っております。

先ほどありました一斉授業の場面において、発達障害の児童生徒がタブレットを個別に使用することについては、タブレット活用がその児童生徒にとって、支援として適しているかの見立てが必要であると考えており、また、一斉授業においては、授業者1名で学級の授業を行っていくことになるため、まわりの児童生徒やその保護者の理解、当該児童生徒のタブレットの活用力、また、一斉授業の流れの中で、適した

*5) 加藤醇子『ディスレクシア入門』日本評論社、194 ページ

*6) 広島県発達障害専門家会議第5回シンポジウム「学習障害への気づきと支援～これまでの支援の成果と実績に学ぼう～」2020年11月1日

活用ができるかなど、検討しなければならぬ事項が多くあります。

そのため、そうした要望があった場合には、専門家や関係機関の意見等も聞いた上で、個々の課題に合わせた支援が行えるよう多様な方法の検討をしていくことが必要かと考えています。

ICT機器を個別に使用しての授業については、先ほどお話したとおり、具体的にイメージを持たせるなどの活用を行っていますが、その他にも、ICT機器を利用しプリント学習を行ったり、形をとらえる漢字練習に活用したりできるものと考えております。

●福祉部局との連携強化

二見議員 もう一つお尋ねしたいと思いますが、2017（平成29）年、文科省と厚労省は共同しての「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」を発足させ、翌2018（平成30）年3月にプロジェクト報告をまとめました。

報告は「発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の推進が求められているところであると述べ、「特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有が必要だと述べています。

そのために「各地方自治体の教育委員会や福祉部局——当町でいえば福祉保健部だ

と思いますが——が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進する」ことを課題としました。

この報告を踏まえ、2018（平成30）年、学校教育法施行規則に次のような規程が新設されました。

「特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととする」(新第134条の2関係)。

そして、この規程を特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒についても準用するとしています。

報告が言うように家庭を真ん中にして教育と福祉の連携を進めることは大切です。

そこで質問いたします。

報告には「国は、障害児通所支援事業所等と学校との関係を構築するため、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が共に主導し、「連絡会議」などの機会を定期的に設けるよう促す」とあるのですが、当町において、教育委員会と福祉保健部との定期的な協議の場というものはあるのでしょうか。また、日常的な連携はどうなっているのでしょうか。

◆**学校教育課長** 現在、特別支援教育にかかって、障害児通所事業所等と学校との

関係構築のための「連絡会議」を定期的
に実施することは行っておりません。

しかし、障害児通所事業所と学校が、必
要に応じて、連携会議やケース会議の実施
や、個別に連携を図っております。

また、学校においては、特別支援学級の
児童生徒、通級による指導を受けている
児童生徒について、個別の教育支援計画、
個別の教育指導計画を作成し、保護者の
意向を踏まえつつ、当該児童生徒の支
援に関する必要な情報を整理し、その
上で、医療機関や福祉等と必要に
応じて連携を図っています。

また、町では、県費によるスクール・
ソーシャル・ワーカーを中学校区に1
名ずつ配置し、月に1回教育委員会
とスクール・ソーシャル・ワーカー
との連絡会議を実施しています。

スクール・ソーシャル・ワーカーは
教育と福祉の両面に関して専門的な
知識・技術を有し、家庭・学校・
福祉をつなぐ重要な働きを担って
おり、児童生徒が抱える状況を
改善・解決するための取り組みを
行っております。

《第3回目》

二見議員 タブレットなどを使用したい
という「要望があった場合には、専門
家や関係機関の意見等も聞いた上
で、個々の課題に合わせた支援が
行えるよう多様な方法の検討」す
るということでした。決して門前
払いでないということですので
安心しました。

特別支援教育の充実のためにも
っとも必要なことはなんですか。
香川県の小学校で特別支援学級
の担任をされている先生が次の
ように書いています。

特別支援学級に対して「子ども
たちは『ゆっくり勉強できる』『2
回聞くとわかる』『先生が近く
にいるから、困ったときに安心』
と話してくれます。また、『音
が少ないから集中できる』とも
言います。この子どもたちは、
少しの支援があれば、通常学
級で学べるかもしれないと思
うことがあります」。

「現在、進められようとして
いるインクルーシブ教育は、統
合型——障害のある子どもが
通常学級で学ぶこと——だと思
います。統合型でおこなうので
あれば、1学級の人数を15
人くらいにし、複数担任にする
か、構成メンバーに対して必
要な支援員の配置が不可欠
です。さらに、教室を広くし、
クールダウンスペースや個別
学習を展開するスペースを設
けることも必要です。個々の
児童の困り感に合わせて支
援をしながら、個々の学び
と集団での学びをコラボさせ
る、そんな環境が実現すれば、
統合型も可能かもしれません。
そして、学習指導要領の縛
りはゆるくする必要があります」
*7)。

この先生が書かれているよう
に、障害のある子どもが通常
学級で学ぶことを保障するた
めにも、クラスの人数を減らし、
複数担任とし、教育支援員を
増やすことが必要だと思います。

●文科省・町村会・府中町議会

文科省は少人数教育のためにずっと努力してきましたが、財務省の壁に阻まれてきました。10月26日、財務大臣の諮問機関である「財政制度審議会」作業部会においても全国一律での少人数学級の導入には否定的な意見が多数派を占めたようです^{*8)}。

これに対して萩生田文部科学大臣は27日の記者会見で「少人数学級を実施している自治体からの『意味がない』という声はただの一つもない」と反論したといえます。ぜひ、萩生田文科大臣をはじめ文科省には頑張ってくださいと思います。

11月26日に開かれた全国町村長大会に向けてまとめられた要望書において次のような要望項目が掲げられました。

▼教員が子どもと向き合う環境を確保し、きめ細やかな指導を行うため、少人数学級や少人数指導、専科指導、生徒指導などの充実に向けて、複式学級の解消も含めた定数の改善を図ること。

▼通級指導や外国人児童生徒等への教育に係る基礎定数化については、安定的・計画的な配置が可能となるよう、着実に進めること。その際、へき地や対象児童生徒の少ない障害種などに対応する加配定数の削減は行わないこと。

▼小・中学校の普通学級に在籍する、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）など障害のある児童生徒に対する特別の指導（「通級による指導」）の充実や、日常生活上の介助や学習指導上のサポート

を行う「特別支援教育支援員」配置の促進に向けた財政措置の拡充、関係機関との連携調整等を担う「特別支援教育コーディネーター」の専任化を推進するための教職員定数の改善、特別支援学級の編成基準の引下げなど、特別支援教育の充実を図ること。

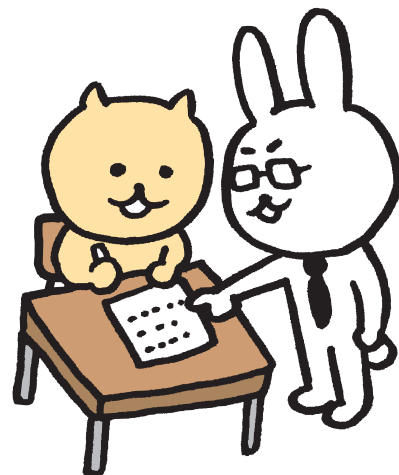
いずれも大賛成です。

全国で200を超す議会が少人数学級を求める意見書を採択しています。府中町議会も今定例会で「小中学校の全学年で少人数学級の実現を求める意見書」が採択される見通しです。

障害のあるなしにかかわらず、一人ひとりの状況に応じた教育を進めるために少人数学級ならびにそれを保障する教職員定数の改善が求められている。

この点で文科省も、全国町村会も、わが府中町議会も一致しているわけです。ぜひ文科省を励まし、それぞれの力を合わせて少人数学級を実現したい。

このことを最後に表明して私の質問を終わります。



2020年度予算についての意見表明

第1回定例会 2020年3月13日

第4号議案「令和2（2020）年度府中町一般会計予算」に賛成の立場から討論をおこないます。

●消費増税と新型コロナによる

景気の減退

施政方針で町長は「緩やかな回復傾向が続くことが期待」しながらも、新型コロナウイルスへの影響は極めて大きなものとなるろうとしていると警戒感を示し、予算特別委員会のなかでも、その影響は大きく変動していると答弁しました。

消費増税の10%増税による経済・暮らしへの影響については述べられませんでした。総務省が今月6日発表した1月の家計調査で、前年同月から3.9%減、2019年10月から4カ月連続の減少と、その影響は明らかです。

その上に今回の、新型コロナウイルスによる景気の後退が急速に進んでいます。昨日、一昨日の中国新聞を見ますと、中国地方に限っても「スポーツジム営業縮小」「JR広島支社44%の収入減」「宮島来島3万人減」「山口県 宿泊取り消し5万人」（以上11日）、「行き場なき生乳 酪農家苦悩」「愛トラベル自己破産申請」「マツダ春闘ベアゼロ」「青山商事 コロナ余波でスーツ売上げ落ち込み、業績予想下方修正」などが記事になっています。

世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長は11日、新型コロナウイルスについて「パンデミック（世界的な大流行）とみなせる」と表明しました。今朝のニュースでは、ニューヨーク株式市場のダウ平均株価が大幅続落し、下げ幅2352ドルと過去最大の値下がり記録しましたと伝えています。今後どのような事態になるのか予断を許しませんが、どのようなことが起きても、町民の苦難に町が寄り添い、いのちと暮らしを守る砦とならなければなりません。

●評価する事業

さて、当町の令和2年度予算ですが、評価すべき事業として①保育所の新設事業と②府中東小、府中北小のトイレ改修事業、③揚倉山運動公園上段、多目的広場を天然芝から人工芝に改修、を挙げることができます。

第一に、保育所等創設助成事業です。工事の関係で4月開園とはなりませんでしたが、新たな保育園ができ、待機児童が減ることになります。大型マンションが複数、建設中であることや、長引く不景気、保育の無償化などがあいまって、子どもを預けて働く女性が増えることが予想されます。『第2期 府中子ども・子育て支援事業計画』の素案も示され、「教育・保育の量の

見込みに応じた定員数を確保できるよう、受入体制の充実や施設整備等に取り組むということです。引き続き頑張りたいと思います。

第二に、府中南小学校に続き、府中東小、府中北小のトイレ改修工事が予算化されたことです。これで町内すべての小中学校のトイレが洋式化され綺麗になります。子どもたちが安心して行けるトイレになること自体が大変喜ばしいことだと思います。トイレが綺麗になると「授業への集中度が違う」「子どもたちが落ち着く」と言われています。そういう点での効果も期待したいところです。

第三は、揚倉山運動公園ですが、人工芝への張り替えと夜間照明の修繕によって、町民のみなさんに喜ばれ、利用者が増えることを期待したいと思います。

●問題のある事業

つぎに問題のある事業です。「子どもの予防的支援構築事業」は、AI（人工知能）を活用して虐待などのリスクを予測するシステムを構築することに予算のほとんどが充てられており、昨年度は予算総額 1800 万円でシステムのために 1200 万円、今年度は総額 5600 万円でシステム 5000 万円となっています。中国新聞によりますと「AI がビッグデータを解析し、子どもを取り巻く貧困や家庭環境の急変などを分析。社会的孤立や虐待が発生するリスクが高い家庭を予測」するのだそうです。

「AI がビッグデータを解析」というとてもすごく確からしい感じがしますが、コンピュータは計算機にすぎません。入力されたデータが間違っていれば答えも間違える。そもそもビッグデータとは数十億とか数百億のデータをさし、そのなかから「確からしい」ものを AI が拾い出すわけですが、虐待やネグレクトにそんな単位のデータなどあるはずもない。

また、国立情報学研究所教授、新井紀子さんの『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』（東洋経済新報社）は「英語の単語

や世界史の年表を憶えたり正確に計算したりすることは、AI にとって赤子の手をひねるようなことです。一方、教科書に書いてあることの意味を理解するのは苦手です」（4 頁）と書いています。

この本にも紹介されていますが「近くにあるおいしい料理店」

とパソコンやスマホで地図検索すれば、おいしいと判断されたと思われる料理店が表示されます。「近くにあるまずい料理店」で検索するとどうなるか？まずい店が出てくるわけではないのです。近くにある料理店が出てくるだけのことです。

ビッグデータがあるはずの自動翻訳でもデータラメが多い。厚労省のホームページで新型コロナウイルスは SARS-CoV-2*1 とすべきところを「new-style coronavirus」、渡航歴は Travel history とすべきところを stay reki になっている。コンピュータには文脈は読めないのです。



子どもたちの情報が集められること自体にそもそも問題がありますが、AI診断に基づく指導、支援は大きな問題がある。AIがはじき出す予測結果が間違っていれば、間違った対応になるからです。虐待の可能性があるので見のがしたり、逆に虐待の事実がないのにデータの組み合わせで虐待の可能性ありと診断される危険性がある。そしてその根拠としてAIとビッグデータが使われる。

私たちは、間違った情報による誤った指導がもたらした悲劇を体験したわけですから、本当に慎重にならなければなりません。

生活保護や児童扶養手当の担当者、ネウボラ、学校の教職員が緊密に連携することこそが、虐待や育児放棄を防ぐ手立てになると思います。そのために必要なのはコンピューターではない、人です。それぞれの部署に人を増やして連携する。問題発生の予兆を掴むために必要なのは人とゆとりです。このことを強く申し上げたい。

●制度の拡充を求める

制度の拡充を求めるものの第一は、子どもの医療費助成です。

小学校卒業まで制度を拡充して平成30年度で3年となりました。この3年間で事業にかかわる費用は約1億3千万円でほぼ変わりません。

全国では中学校卒業まで一部負担金なし、所得制限なしが標準です。

広島県内でも「通院」の無料が「18歳まで」となっているのが6市町（三次市、安芸

高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石高原町）、中3までが7市町（三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、大崎上島町）であり、県内市町の半数以上が「18歳まで」あるいは「中3まで」となっています。通院、中3まで無料化は「子育てしやすい町」の必須条件だと思います。

第二に、森林整備予算です。森林環境譲与税423万円が新たな税収となりました。森林環境譲与税は、市町村において間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされており、当町では府中の森づくり事業の予算となり、昨年度280万円の2倍以上となりました。

当面は災害復旧が優先されますが、「治水は治山にあり」と言われるように豪雨災害に対して最も有効なのは森林整備です。県、国の財源だけでなく町からも支出をし基金をさらに充実させて、豪雨に強い森づくりをすべきだと考えます。

予算特別委員会において、後期高齢者医療の保険料が上がっていくなかで、市町が負担を軽減する措置が制度上とれないこと、そうである以上、府中町議会における予算審議が形骸化し、それが国保などさらに広がってゆくことに対して危惧の念を表明しました。それに対して、町長は保育の無償化を例に出し「福祉の充実は国にしかできない」と開き直りました。しかし、子どもの医療費や35人学級、精神障害者の自立支援など、国の施策の不十分さを自治

体が補って例はいくらでもあります。そのことは町長もよくご存じのことと思います。

冒頭にも申しましたように、消費税増税や新型コロナウイルスの影響によって、失業や収入減による生活苦が広がっていかざるをえないでしょう。町民のみなさんの苦難を軽減するために、職員のみなさんの知

恵を集めて対処することが求められており、「できない」と開き直るのではなく、できることを見つけ出していく姿勢を町長には求めたいと思います。

予算そのものについては、いくつかの点で評価すべきな施策があると判断し、賛成したいと思います。

以上をもって賛成討論といたします。

2019年度決算についての意見表明

第9回定例会 2020年12月22日

第71号議案「令和元年度府中町歳入歳出決算の認定について」に賛成の立場から討論いたします。

令和元（2019）年度の一般会計決算額は歳入177億7,350万円、歳出177億2,823万円で、形式収支は4527万円の黒字、翌年度へ繰り越す分を差し引いた実質収支は742万円の黒字となりました。

財政力指数、実質公債費比率、将来負担率、経常収支比率といった指標からみて、堅実な財政運営がなされていると評価できます（※）。

歳入——住民に寄り添った徴税

歳入についてですが、一般会計の町税は昨年度に続き98.6%という高い収納率となりました。老人ホーム入所者負担金

100%、保育所負担金98.3%、町営住宅使用料99.6%、国保税86.6%、介護保険料98.8%、ほぼ前年並みの収納率です。

町税の収納率は平成25年度97.1%、26年度97.4%、27年度97.9%、28年度98.4%、29年度99.5%、30年度99.6%となり、令和元年度が99.5%でした。県内第3位の収納率だそうです。

この高い収納率が、住民に寄り添った徴税活動の結果であることを高く評価したいと思います。

家庭の状況によって、生活保護などについて福祉課に相談することや、多重ローンの方には法テラスに行くように助言していると伺っています。

また、新型コロナウイルスによる影響によって納税が難しくなった場合には減免や還付といった措置、持続化給付金や家賃支援制度の活用、徴収猶予についての説明に

努めるなどの対応をしている。

生活に応じた対応を心がけ、疾病や離職等により、納付困難な方に対して経済基盤を確立できるよう、関係部署との連携を図ってきた。

こういう努力の積み重ねが不納欠損を減らすことにも繋がっており、一般会計では平成29年度2360万円、30年度は1532万円、令和元年1199万円と減っております

私は、債権管理課が出来るときに、債権回収に特化した部署をつくると、住民の暮らしを顧みず厳しい取り立てになると懸念を表明しましたが、杞憂だったわけです。

改めて、税務課、債権管理課のみなさんの努力に敬意を表したいと思います。

歳出の評価と要望

つぎに歳出です。

▼証明書1枚にコスト1万円

まず総務費・証明書等コンビニ交付事業です。

令和元年度決算679万円ですが、証明書等コンビニ交付事業は平成29年度から始まりました。平成29年度2026万円(交付割合0.32%)、平成30年度938万円(同0.71%)、令和元年度679万円(同1.13%)となっています。令和2年度予算まで含めると総計4,292万円。これだけ莫大な予算を使いながら、開始から3年目の令和元年・利用実績は631件。678万円かけて631件ですからざっくり言って、1枚の証明書のために1万円の経費をかけている。どう考えても不採算事業であります。

町税支払いにおけるコンビニ利用と比べるとその異常さが際立ちます。普通徴収の43%がコンビニによる収納です。固定資産税が24%、軽自動車税が50%、国保税が30%(いずれも令和元年)となっており、その利用割合はいずれも高い。コンビニ払いは町民のニーズに合っていることが分かります。そして証明書のコンビニ交付わずか1%で、必要とされていない。

そもそも証明書等をコンビニで交付する

(※) 1に近いほど財政力が高いとされる財政力指数は前年度の0.917から0.906に下がりましたが、平成29(2017)年度と同じです。昨年度に続き県内トップと思われれます。

標準財政規模に対する地方債の元利払いの比率を示す実質公債費比率は、平成29年度は7.9%、平成30年度は7.1%、令和元年度は5.6%へと下がっています。

標準財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の比率を示す将来負担率は、30年度113.6%から109.6%へと下がっています。

財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示したのですが、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいるとされ、この比率はおおむね70%から80%の間であることが理想だと言われております。平成30年度97.5%から98.6%へとわずかに上昇しましたが、平成29年度102.9%よりも低いという状況です。

地方債残高は245億6千万円から251億2千万円へと5億千万円となりました。

事業は、住民の利便性のために考えられたものではなく、マイナンバーカードを普及する手段として考えられたものです。

特別定額給付金やマイナポイントによって、マイナンバーカード所持者は増えていますが、それでも令和2年12月1日時点で全国の交付率は23.1%、府中町は26.3%です。

交付は4分の1を少し超えたけれども、給付金やマイナポイント以外に使うことはあったのでしょうか。

この点で麻生太郎財務大臣が2019年9月3日の記者会見で極めて興味深い発言をしています。

「(マイナンバーカードは)持っても使ったことは一度もない。俺に言わせたら必要のないもの。なんでやるのか。これが一番の問題。使う必要のないものにいくらカネをかけているのか知っていますか。スタートにいくらかかっているのか。毎年いくらかかっているのか。アホらしくて聞いていられないと前から言っている」

麻生大臣ですらこう言っているわけです。

ほとんど使われない証明書コンビニ交付事業、その目的はマイナンバーカード普及にあるわけですが、そのマイナンバーカードも麻生大臣が言うように必要のないものです。

特別定額給付金の支給が早くなるという話でカードを引っ張り出したけれども、暗証番号を忘れていて、かえって時間がかかったという人が少なくありませんでした。ふだん使っていないから暗証番号も覚

えていない。

利用実態の極めて少ないマイナンバーカードを普及させるためのコンビニ交付事業。これも利用がほとんどない。こういうことに毎年600万、700万という税金をつぎ込むのはもう止めにすべきです。

▼学区外の児童が利用できない

つぎに民生費・児童センター事業です。

南交流センターにある「バンビーズ」は来館者数が毎年約4万人、北交流センターにあります「ハッピーズ」は開設した平成29年度が約6万7千人、30年度が6万人、令和元年度が5万3千となっています。令和元年度は新型コロナの影響で3月の来館者が激減(30年5,881人→元年478人)していますので、コロナの感染拡大、休校措置などがなければ、6万人程度の来館者があったと思われます。二つあわせて10万人が来館する人気の施設です。

しかしながら、残念な話を聞きました。利用することの出来ない小学生がいるというのです。柔軟な対応をしている小学校もあるようですが、「学区外に遊びにいったはいけない」という校則があり、施設としてはどこから来ても歓迎なのに、校則の壁がある。

私たち日本共産党が実施したアンケートに次のような声が寄せられました。

「北小、東小は保護者の送迎があれば利用できるということになっていますが、送迎してまで連れて行く人はほとんどいません。同じ税金を使っているなら、全校の校区内に児童センターをつくるべきではない

でしょうか」。

せっかくの児童センターなのに、同じ町内で利用できる子どもと利用できない子どもがいる。これはゆゆしき問題です。5つの学区に児童センターをつくる予定はおそらくないでしょう。それならば校則をみなおし、図書館なども含め公的施設の利用に対して柔軟に対応するよう、教育委員会は各小学校と協議してほしいと思います。

▼葬祭費の窓口払いを同額に

第三に環境衛生費・葬祭費補助金で年間約2000万円が支給されています。葬祭費補助金は「府中町内に住所がある人が亡くなれば、他の自治体が所有する火葬場を使用した場合の使用料が、その火葬場を所有する自治体に住所がある人の使用料を越えるとき、葬祭執行人にその差額を支給」というものです。

永安館など広島市営火葬場を使いますと、12歳以上の方がなくなった場合、広島市民は8,200円、府中町民が利用すると5万9,000円で、町に申請しますと差額の50,800円が償還払いで支給されるというものです。広島市の火葬場を使わせてもらうわけですから使用料に差があるのはやむを得ません。また、町として差額を補助しており、お金の負担という点では変わらないわけです。しかし、先日利用した方から火葬場の窓口で二つの料金が掲げられて、大きく開いている使用料を払うとき嫌な気持ちがあったというのです。縁者が亡くなっただけでも悲しみ、痛みがある。その

上、死者を弔うのに差があるというのはいかがなものか。窓口の支払いを同一にし、償還払いではなく差額を町から広島市に支払うようにして欲しいと思います。その旨を町民生活部に伝えましたところ、すぐに担当の課長さんが広島市に出向いて、交渉していただきました。しかし、広島市側は「広島市火葬場等条例」で「使用料は、火葬場等の使用を許可する際に徴収する」となっているので、要望には応えられないという返事だったそうです。

広島市には遺族の気持ちによりそった対応をしていただきたいと思いますし、町として引き続き努力をしていただければと思います。

▼補助事業を利用しやすく

第四に、土木費・住環境改善事業費補助金です。決算額が142万円で前年比53万円の増ですが、予算現額284万円に対して、138万円が不用額となり、執行率が51.6%となりました。「子育て安心リフォーム支援事業」「民間ブロック塀等撤去事業」「木造住宅耐震診断補助事業」「耐震改修補助事業」の4つの補助事業からなっています。

木造住宅耐震改修は、平成29年、30年の交付実績はゼロでしたが、令和元年度は枠が1でしたが、要件を満たしたものが2件あり、2件とも交付決定したということで、よかったと思います。

子育てリフォーム補助は、前年度に多くの要望があったので、枠を3から5に拡大したところ、2件の申請にとどまりま

した。令和元年度から始まりました民間ブロック塀等撤去に対する補助は5件を見込んでいたが、申請にいたったのは3件です。

なぜ、交付決定に至らず、不用額になるのか。

子育てリフォーム補助について13件の相談があったものの、「中学校3年生までのお子さんか妊婦がいる家庭において、子育て環境の改善を目的にしたリフォーム」「工事後、その住宅に3年以上住むこと」「町内にある一戸建て」という条件に対して、「お子さんが高校生」「リフォーム後、賃貸にしたい」「個人でなく法人」「住居でなくカーポート」など制度の趣旨から外れている場合がほとんどでした。

ブロック塀撤去補助は、倒壊による通行人への被害の防止、避難経路確保が目的です。41件の相談がありましたが、「撤去が終了したあとの相談」「行き止まり」「道路ではなく隣地との境のブロック塀」など、やはり制度の趣旨から外れていることが申請に至らない理由です。

子育てリフォーム、ブロック塀撤去とも、予算枠に対して交付決定が少ないのはやむを得ないものと思います。

ブロック塀については令和2年度より撤去に加え、建替えについても補助対象になったとのことですので、そのことの宣伝も含め、制度とその趣旨を周知して助成に結びつけていく、より一層の努力を求めたい。

第五に、同じく土木費・土砂災害等対策住宅改修促進事業です。予算現額588万

円全てが不用額となってしまいました。平成29年度に制度が創設されましたが3年連続交付決定ゼロです。移転や防護壁の設置に対する補助ですが、移転した後の土地に住宅を建てることができず売却が難しいことや、防護壁が大がかりなことなどが制度の利用を妨げているようです。県内でもこの制度の利用実績がなく、町として、利用を希望する人から意見を聞き、国および県へ制度改善を要望するとのことですので、ぜひ使い勝手の良い制度になるよう頑張ってください。

▼予算を組み替えて施策が充実

第六、これが最後ですが、教育費・学校運営改善推進事業および小中連携教育充実事業です。

平成30年度決算で、小中連携教育充実事業は、予算約1600万円の執行率63.6%で約600万円が不用額でした。せっかくの予算が使われないことを残念に思いましたが、令和元年度は、学校運営改善推進事業へ予算を移し、推進事業決算は709万円から2027万円へ3倍近くになりました。非常勤講師の配置やスクールサポートスタッフ、スクールカウンセラー、部活動指導支援などに使われ、現場からも好評とのことですので、こういう改善はどしどしやっていただきたい。

以上の点に留意し、今後の予算編成や行財政執行に生かしていただくことを要望し、賛成の討論いたします。

核兵器に対してどのような訓練をするのか

報告第 10 号「府中町国民保護計画の変更について」の質問

第 2 回臨時会 2020 年 5 月 12 日

二見議員 府中町国民保護計画の変更ですが、今回、新たに NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練というものが入っています。

この計画は「国民保護法」ならびに「国民の保護に関する基本指針」のうえに策定されたものです。「国民保護法」

という名前がついてはいますが、その内容は国民を保護するものではありません。

今回、訓練すべき内容として新たに付け加わった NBC 攻撃とは、N は核兵器 (Nuclear weapons)、B は生物兵器 (Biological weapons)、C は化学兵器 (Chemical weapons) を意味しています。訓練内容としては今回付け加わりましたが、もともと国民保護法が 2004 年に出来たときから想定のなかにありました。

核兵器が落とされた場合どうするのか？基本指針では次のように書かれています。

「避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性下降物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取



を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある」。

こんなことで被爆による被害から逃れられるわけがないことはヒロシマに生きている人間にとって——原爆雲を見た町、たくさんの方が市内から逃げてきた府中町の人にとって——明らかではないでしょうか。

生物兵器はどうか。人に知られることなく散布可能。潜伏期間があり、散布が判明したときには、「既に被害が拡大」。

要するになすすべなし、ということです。

化学兵器は……。においのあるものもあるが、無臭のものもある。安全な風上の高台に誘導。

風向きが変わったらどうするんでしょうか？

どれをとっても、逃げる術はない。避難

のしようもありませんし、ましてや訓練などできないと思います。

新たに加えられた「NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなどの実践的なものとするよう努める」という条文ですが、具体的にはどのような内容を考えているのでしょうか？

◆危機管理課長 今回の変更において追加いたしました訓練に関する規定でござい

ますが、核兵器だけではなく、生物兵器や化学兵器も含めたNBC攻撃などに対し、発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域避難訓練を実施する場合に踏まえるべき事項を定めたものでございます。対応訓練、広域避難訓練は、警察や自衛隊など関係機関を初め、地域の皆様や事業者の皆様とともに行います協同の実動訓練であるとか図上訓練が想定されております。訓練を実施する場合におきましては、関係機関のほうに御助言をいただきまして、必要な資機材や実際に使用する情報伝達の手段を用いて、実効性のある訓練になるように努めてまいりたいと考えております。

こんな質問をしてきました

2016年12月～2020年12月

(1) 教育・子育て

2016年12月議会 一般質問 子どもが安心して過ごせる環境づくり
——町立中学校の自死事件を繰り返さないために

2017年7月 第5回総務文教委員会

就学援助の制度の充実～入学準備金の入学前(3月)支給が実現(12月議会で教育部長が表明。「総務文教委員会で、二見議員ほか多くの議員からご指摘やご要望があり」と答弁。

2017年10月 第7回総務文教委員会・現地踏査

「臭いのでなんとかならないか」という要望が寄せられていた府中南小のトイレについて現地踏査をする。→2018年9月議会で補正予算がつき2019年夏に改修。

2017年12月議会 一般質問 府中町・待機児童の解消に向けて

町長が「公募による保育所整備を視野に入れて検討」と答弁。120人定員の保育園が2020年4月に開園することが決まり、公募によりこんごさくら保育園が7月開園(職人不足によって園舎建設工事が遅延し7月開園)。

2018年3月議会 一般質問 急いで「子どもの貧困」対策を

2019年3月議会 一般質問 教員の長時間労働・多忙化とその是正について

2019年6月議会 一般質問 放課後児童クラブの現状と課題について

2019年9月議会 一般質問 保育料の無償化にともなう問題点と待機児童解消について

2020年6月議会 一般質問 GIGA スクール構想と府中町の児童生徒の学習保障

2020年12月議会 一般質問 府中町の特別支援教育の現状と課題について

(2) 国民健康保険

- 2017年3月議会 一般質問 国民健康保険制度の現状と今後について
国保の都道府県単位化の問題点を指摘。
健康診断とガン検診を無料にし、町民の受診率を高め、医療費を下げることを提案。そのような取り組みをしている大阪府箕面市への職員を研修に出すことを提案。研修は実現した。
- 2017年6月議会 一般質問 国民健康保険制度の県統一化について
3月議会に続き、国保の都道府県単位化の問題点を指摘。

(3) 町営住宅

- 2017年9月議会 一般質問 町営住宅の建設について
府中町は県内平均（人口比）の10分の1しか公営住宅がないことをとりあげる。他市町の平均は人口比の1.73%だが府中町は0.20%。入居戸数は103であるが、そのうち4住宅、47戸は募集停止で56戸しか入居可能な町営住宅はない。町営住宅の建設を求めるが、町の計画は募集停止分の44戸程度しか建設するつもりがないという答弁。

(4) 災害に強い街づくり

- 2018年6月議会 一般質問 密集市街地整備と街づくり
→ブロック塀の撤去への助成
- 2018年9月議会 一般質問 榎川氾濫と治山・治水
→この質問をもとに書いた「広島・府中町の豪雨災害・防災レポート」が『経済』2019年4月号に掲載。
- 2018年12月議会 一般質問 原発事故 広域避難計画の欺瞞性
→この質問をもとに書いた「原発事故広域避難計画の欺瞞性——広島・府中町議会での論戦から」が『議会と自治体』2019年5月号に掲載。

(5) 地方自治体のあり方をめぐって

- 2019年12月議会 一般質問「平成の合併」、地方消滅論・地方創生と府中町
- 2020年3月議会 一般質問 自治体戦略2040構想と府中町

以上の質問は「二三四五通信」のバックナンバーならびにホームページに掲載されています。バックナンバーご希望の方は二見までご連絡ください。

府中町議会議員 **二見伸吾**（ふたみしんご）

■ 735-0005 広島県安芸郡府中町宮の町 2-2-27-102

■ 携帯電話 080-6750-5432

■ 公式ホームページ futamishingo.com

■ 郵便振替口座 01300-6-91775 加入者名 二見伸吾

